

公益財団法人 日本パラスポーツ協会

公認パラスポーツ指導者制度



令和5年度版

はじめに

パラスポーツ指導者の養成は、1966年に「身体障害者スポーツ指導者講習会」として始まり、名称変更や実施方法、研修内容の見直し等を経て、1985年には「財団法人日本身体障害者スポーツ協会公認身体障害者スポーツ指導者制度」（当時）が設立されました。その後は、講習内容の見直しに加え、資格種別や対象を拡大させる等、改正を重ね、今日に至っています。（2001年からは公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者を対象に、2002年からは公益財団法人日本理学療法士協会登録理学療法士を対象に公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会を開催しています）。

近年、わが国のパラスポーツを取り巻く環境は大きく変化してきました。2011年のスポーツ基本法の施行や東京2020パラリンピックの開催決定を皮切りに、パラスポーツの行政が文科省へ移管され、スポーツ庁が設置される等、国としての体制が整備されました。同様に、都道府県・指定都市の各地域でもパラリンピックを用いたスポーツ事業の開催や学校でパラリンピック教育が取り入れられるなど、国民の障がいやパラスポーツへの関心や理解が深まる機会が増えてきました。合わせて、パラスポーツ指導者数も増加傾向にあり、現在は多種多様な人材がパラスポーツの分野へ参画してきています。

さて、当協会では2013年3月に発表した「日本の障がい者スポーツの将来像（ビジョン）」を見直し、2021年3月には「JPSA2030年ビジョン」を策定いたしました。引き続き「活力ある共生社会の実現」をめざしつつ、障がいのある人たちが、障がいの種類や程度、さらにはライフステージやニーズに応じて、身近な地域でみんなと一緒に日常的にスポーツを楽しめるよう、パラスポーツの普及・振興の実現を図ることが示されています。また、東京大会のレガシーを更なるパラスポーツの振興に繋げていくための課題とし、①パラスポーツの普及拡大のための環境整備②パラスポーツの競技力の向上と、普及拡大との「好循環」を推進するための体制強化③「好循環」を持続させるための更なるパラスポーツの理解促進とファンの拡大なども掲げられています。これらのビジョン実現の一翼を担うパラスポーツ指導者は、今後さらに地域でのニーズが高まることが予想され、人材養成はもとより指導者個々の資質向上がさらに強く求められてきております。

このような背景を踏まえ、当協会としては第3期スポーツ基本計画に掲げられた、学校における障がい児のスポーツ環境の充実の実現へ向け、昨年度より学校教員（保健体育）を対象とした公認中級障がい者スポーツ指導員資格を新たに制度化しました。そのことにより、学校教員のパラスポーツへの理解を促進し、体育授業等を通じて、障がいのある児童・生徒のニーズや特性に応じた運動・スポーツプログラムを提供できる指導員の養成をめざすことといたしました。

引き続き国の施策や地域の実情に合わせて、制度の見直しや改変を続けて参りますので、今後とも本冊子を指導者の養成および育成にお役立ていただき、障がいのある人々のスポーツ活動が推進できるよう、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、当協会では、パラスポーツの一層の普及・振興を図るために、2023年4月より「障がい者スポーツ指導者」を「パラスポーツ指導者」と称することといたしました。

目 次

I	日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱	1
II	日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者資格認定規程など	4
1	公認パラスポーツ指導員資格認定関係	4
(1)	公認パラスポーツ指導員資格認定規程	4
(2)	公認パラスポーツ指導員資格認定細則	6
(3)	公認パラスポーツ指導員基準カリキュラム（初級・中級・上級）	10
(4)	公認パラスポーツ指導員申請様式	
様式-1	公認パラスポーツ指導員資格認定申請書	16
様式-2	指導者登録シート（記入例）	17
様式-3	公認パラスポーツ指導員養成講習会修了者の報告（初級・中級用）	19
様式-4	公認パラスポーツ指導員資格認定申請書（認定校：初級・中級用）	20
様式-5	復 権 届	21
様式-6	公認パラスポーツ指導員資格取得認定校申請書（初級・中級用）	22
様式-7	公認パラスポーツ指導員養成講習会開催申請書（初級・中級用）	23
様式-8	公認初級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（認定校提出用）	24
様式-9	公認中級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（認定校提出用）	25
2	公認パラスポーツコーチ資格認定関係	26
(1)	公認パラスポーツコーチ資格認定規程	26
(2)	公認パラスポーツコーチ資格認定細則	27
(3)	公認パラスポーツコーチ基準カリキュラム	29
(4)	公認パラスポーツコーチ申請様式	
様式-10	公認パラスポーツコーチ資格認定申請書（新規）	30
様式-11	公認パラスポーツコーチ資格認定申請書（更新）	31
3	公認パラスポーツ医資格認定関係	32
(1)	公認パラスポーツ医資格認定規程	32
(2)	公認パラスポーツ医資格認定細則	33
(3)	公認パラスポーツ医基準カリキュラム	35
(4)	公認パラスポーツ医申請様式	
様式-12	公認パラスポーツ医資格認定申請書（新規）	36
様式-13	公認パラスポーツ医資格認定申請書（更新）	37
4	公認パラスポーツトレーナー資格認定関係	38
(1)	公認パラスポーツトレーナー資格認定規程	38
(2)	公認パラスポーツトレーナー資格認定細則	40
(3)	公認パラスポーツトレーナー基準カリキュラム	42
(4)	公認パラスポーツトレーナー申請様式	
様式-14	公認パラスポーツトレーナー資格認定申請書（新規）	43
様式-15	公認パラスポーツトレーナー資格認定申請書（更新）	44
III	障がい者スポーツ指導者協議会関係資料	45
IV	付録	48
1.	問合せ先	48
2.	資格の登録情報の変更など	48
3.	登録料など入金先	48
4.	都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会 一覧	49
5.	都道府県・指定都市障がい者スポーツ指導者協議会 一覧	51
6.	日本パラスポーツ協会 登録競技団体 一覧	53
7.	障がい者スポーツセンター 一覧	56

I 日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「協会」という。）は、わが国におけるパラスポーツの振興と競技力向上にあたるパラスポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導体制を確立するため「日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者制度」を制定する。

(目的)

第2条 この制度は、次の事項の実現を図ることを目的とする。

- (1) 障がい者の特性に応じたスポーツの指導体制を確立する。
- (2) 指導者の資質と指導力の向上を図る。
- (3) 指導者の協会および各組織内における位置づけを明確にすると共に、社会的信頼を確保する。
- (4) 都道府県・指定都市並びに競技別に指導者の組織的連携を進め活動の促進を図る。

(種類)

第3条 協会が公認するパラスポーツ指導者の種類は次のとおりとする。

(1) 公認パラスポーツ指導員

多様な障がい者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助をおこなうことにより、スポーツを通じて障がい者の生活の質の向上に寄与すること。

- ①公認初級パラスポーツ指導員
- ②公認中級パラスポーツ指導員
- ③公認上級パラスポーツ指導員

(2) 公認パラスポーツコーチ

協会、その他関係団体と連携し、各種競技別に必要な指導力を高め、障がいのある競技者の強化・育成に寄与すること。

(3) 公認パラスポーツ医

協会、その他関係機関および関係団体と連携し、医学的見地から障がい者のスポーツ活動における健康の維持・増進および競技力の向上に寄与すること。

(4) 公認パラスポーツトレーナー

協会、その他関係機関および関係団体と連携し、障がい者のスポーツ活動に必要な健康管理と安全管理の支援に寄与すること。

(指導者の養成)

第4条 協会が公認するパラスポーツ指導者を養成するため、別に定めるカリキュラムに基づき、次の講習会を実施する。

(1) 公認パラスポーツ指導員養成講習会

- ①公認初級パラスポーツ指導員養成講習会は、都道府県・指定都市、都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会、同障がい者スポーツ指導者協議会、協会登録障がい者スポーツセンター、その他会長が認めた団体が実施することができる。
- ②公認中級パラスポーツ指導員養成講習会は、協会が実施する。また、都道府県・指定都市、都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会、ブロック障がい者スポーツ指導者協議会、公益財団法人日本スポーツ協会および加盟都道府県体育（スポーツ）協会、公益社団法人日本理学療法士協会および都道府県理学療法士会、その他会長が認めた団体が実施することができる。
- ③公認上級パラスポーツ指導員養成講習会は、協会が実施する。また、その他会長が認めた団体が実施することができる。

(2) 公認パラスポーツコーチ養成講習会

協会が実施する。

(3) 公認パラスポーツ医養成講習会

協会が実施する。

(4) 公認パラスポーツトレーナー養成講習会

協会が実施する。

(5) 前各号の公認パラスポーツ指導者養成に係る講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、認定・登録など細目については、別に定める。

(指導者の登録・認定)

第5条 公認パラスポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。

- (1) 公認パラスポーツ指導者の認定は、別に定める資格認定規程により、登録した者を対象とする。
- (2) 登録指導者は、協会の組織内の指導者とする。

(指導者の権利)

第6条 公認パラスポーツ指導者には、次にあげる権利を与える。

- (1) 協会が発行する指導者のための情報誌などの購読
- (2) 協会が主催する研修事業などへの参加資格
- (3) 協会が販売する物品などの購入資格

(指導者の活動促進)

第7条 公認パラスポーツ指導者の活動促進を図るため、協会は、関係機関および関係団体と共に各種指導活動の促進方策などの推進に努める。

(移行措置および暫定措置)

第8条 この制度施行日以前に公認資格認定を受けたパラスポーツ指導員、パラスポーツコーチ、パラスポーツ医、パラスポーツトレーナーについては、平成23年4月1日において自動的にこの制度に移行するものとする。

附則 [平成21年4月1日から施行]

なお、従来の「公認障害者スポーツ指導者制度運営規程」、および同細則など（障害者スポーツ指導者資格取得認定校の基準カリキュラムの取扱いは除く。）は、この要綱の施行日をもって廃止する。

附則 [平成22年1月20日一部改正]

1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。[表題、第3条、第4条の障害者スポーツ指導者、障害者スポーツ医、障害者スポーツトレーナーの名称に公認を追記。]

附則 [平成23年2月1日一部改正]

1 「財団法人日本障害者スポーツ協会公認資格認定要綱」を「財団法人日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者要綱」に変更し各項目を整理した。

附則 [平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附則 [平成27年4月1日一部改正]

1 指導者の養成において、公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施ができる団体として「公益財団法人日本体育協会および加盟都道府県体育（スポーツ）協会」、「公益社団法人日本理学療法士協会および都道府県理学療法士会」を追記した。

附則 [平成30年4月1日一部改正]

1 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。

附則 [令和4年4月1日一部改正]

1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。
2 指導者の養成において、公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施ができる団体として「協会登録障がい者スポーツセンター」を追記した。

附則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツ指導者」への名称変更に伴い、「公認初級パラスポーツ指導員」、「公認中級パラスポーツ指導員」、「公認上級パラスポーツ指導員」、「公認パラスポーツコーチ」、「公認パラスポーツ医」、「公認パラスポーツトレーナー」へ標記を変更した。

Ⅱ 日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者資格認定規程など

1 公認パラスポーツ指導員資格認定関係

(1) 公認パラスポーツ指導員資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（1）に規定する公認パラスポーツ指導員（以下「パラスポーツ指導員」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、次の各号の実現を図ることを目的とする。

- (1) 障がいの種別および程度などに応じたスポーツの指導体制を確立し、障がい者のスポーツの普及を図ること。
- (2) 資質の高い指導者の養成を図ること。
- (3) 指導者の社会的信頼を確保すること。
- (4) 都道府県・指定都市、ブロックや競技毎に指導員の組織的連携をすすめ指導活動の促進を図ること。

(種類と役割)

第2条 パラスポーツ指導員の種類と役割は次のとおりとする。

(1) 初級パラスポーツ指導員

障がいやパラスポーツ、安全管理等に関する基礎的な知識や障がい者に対応するための基本的な技術を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。プレーヤーに運動やスポーツの楽しさ、基本的な運動の仕方やその意義や価値を伝える。地域の大会や行事に積極的に参加し、指導員組織の事業にも積極的に参加し、地域のパラスポーツ振興を支える。中級パラスポーツ指導員資格取得をめざすなど自己研鑽を積むようにする。

(2) 中級パラスポーツ指導員

障がいやパラスポーツ、安全管理等に関する専門的な知識と障がい者に対応するための技術と経験を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。指導計画を立て、プレーヤーに運動やスポーツの楽しさ、各競技の基本的な技術や練習方法を指導する。障がい者がスポーツすることの意義や価値をプレーヤーとパラスポーツを取り巻く人々に伝える。地域の大会や行事では運営のリーダーとして参加者を支援し、スタッフをまとめる。また、全国障害者スポーツ大会の役員として参加する。地域のパラスポーツ振興の課題を理解し、関係諸団体と連携してその解決をめざす。上級パラスポーツ指導員資格取得をめざすなど自己研鑽を積むようにする。

(3) 上級パラスポーツ指導員

障がいやパラスポーツ、安全管理等に関するより専門的な知識と障がい者に対応するための高度な技術と豊富な経験を持ち、地域に住む障がい者を運動やスポーツへと導く。指導計画を立て、プレーヤーに運動、スポーツの楽しさや競技の専門的な技術や練習方法を指導する。障がい者がスポーツすることの意義や価値をプレーヤーに伝えるとともに広く社会にアピールする。地域の大会や行事を企画、運営し、参加者を支援し、スタッフをまとめる。また、全国障害者スポーツ大会の中心的な役員として活動する。地域のパラスポーツ振興のリーダーとして課題を理解し、関係諸団体と積極的に連携を図りその解決に取り組む。初級および中級パラスポーツ指導員の研鑽を促進、支援するとともに自ら研鑽して知識や技術を習得するようにする。

(資格取得)

- 第3条 前条に規定する資格を取得しようとする者は、公認パラスポーツ指導員資格認定細則（以下「細則」という。）第3章に規定する養成講習会において、パラスポーツ指導員基準カリキュラム（以下「基準カリキュラム」という。）を修了しなければならない。
- 2 細則第4章に規定するパラスポーツ指導員資格取得認定校においては、学内で実施される開講科目によって、基準カリキュラムを修了しなければならない。
 - 3 中級指導員の認定校については初級指導員の基準カリキュラムと中級指導員の基準カリキュラムの双方を実施し、在学中に計80時間以上の活動経験を積まなければならない。
 - 4 中級指導員の認定校については、初級指導員の基準カリキュラム修了時に、希望者は初級指導員の資格取得の申請ができるものとする。

(認定)

- 第4条 パラスポーツ指導員の認定は、次の各号のいずれかに該当し、資格取得申請をした者を会長が認定する。
- (1) 協会が認定したパラスポーツ指導員養成講習会の修了者。
 - (2) 協会が認定する学校などで所定の要件を満たした者。
 - (3) その他、特別に会長が認めた者。

(資格の有効期間および更新)

- 第5条 資格の有効期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、期間の途中において新たに認定を受け登録することができる。
- 2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度登録とする。
 - 3 資格の更新を希望する者は、期限内に登録料を納めなければならない。

(資格の喪失)

- 第6条 パラスポーツ指導員は次に該当するとき、その資格を喪失する。
- (1) パラスポーツ指導員資格の更新をしなかったとき。
 - (2) その他、パラスポーツ指導員として適当でないと会長が認めたとき。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

- 1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

- 1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [令和2年4月1日一部改正]

- 1 公認障がい者スポーツ指導員養成講習会のカリキュラム変更に伴い、「公認障がい者スポーツ指導員の種類と役割」を修正した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

- 1 「公認パラスポーツ指導者」への名称変更に伴い、「指導員」に関する標記を整理した。
- 2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。

(2) 公認パラスポーツ指導員資格認定細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、公認パラスポーツ指導員資格認定規程第4条の規定などに基づき、資格の認定に関する具体的な手続きおよび、資格取得に必要な養成講習会並びに資格取得が可能な認定校の取扱いを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

第2章 公認パラスポーツ指導員

(資格認定手続きおよび登録方法)

第2条 公認パラスポーツ指導員（以下「パラスポーツ指導員」という。）として認定を希望する者は、次により認定の申請をする。

(1) 所定のパラスポーツ指導員資格認定申請書（様式－1）、指導者登録シート（様式－2）を提出し、申請・認定料 5,500円および登録料 3,800円を納めること。ただし、次の場合は昇級扱いとなるため、申請時には申請・認定料（5,500円）のみを納め、登録料（3,800円）は年度末の資格更新の際に個別に納めること。

<昇級扱いになるもの>

- ・初級パラスポーツ指導員が中級パラスポーツ指導員の資格を申請する場合
- ・中級パラスポーツ指導員が上級パラスポーツ指導員の資格を申請する場合

(2) 申請期間は、資格取得に必要な養成講習会などの修了後60日以内とする。

(3) 資格を喪失した者で復権を希望する者は、復権届（様式－5）を提出し、審査を受けなければならない。復権を認められた者は喪失期間中の登録料を納めなければならない。ただし、復権可能な期間は資格喪失後5年以内とする。

(交 付)

第3条 協会は、認定者に対し、「認定証」、「登録証」および「活動実績証明」を交付する。

(活 動)

第4条 パラスポーツ指導員は活動実績証明にパラスポーツに関する活動内容を記入し、主催者の証明（印・サイン等）を受けることで活動を証明することができる。

(更新手続き)

第5条 資格の更新を希望する者は、2月1日から3月31日の期間内に登録料3,800円を納めなければならない。

(休会)

第6条 海外への転勤・留学、出産・育児、健康上の理由（長期の入院等）等、指導員としての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 申請・認定料および登録料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 障がい者スポーツ指導員資格の休会に関する細則を追記した。

第3章 パラスポーツ指導員養成講習会

(養成講習会)

第7条 パラスポーツ指導員養成講習会の内容は、協会が指定するパラスポーツ指導員基準カリキュラム（以下「基準カリキュラム」という。）を含まなければならない。

(申請手続き)

第8条 養成講習会の開催を希望する団体は、開催の3ヶ月前までに所定の申請書（様式－7）に、実施要項案、受講申込書案、カリキュラム日程案を添えて提出しなければならない。

(講習会の認定)

第9条 協会は、前条による申請書類を審査し、養成講習会の認定をする。併せて、協会の後援名義使用を認める。

(講習会の受講資格)

第10条 講習会の受講資格は次のとおりとする。

(1) 初級パラスポーツ指導員

受講年度の4月1日現在で18歳以上の者

(2) 中級パラスポーツ指導員

初級パラスポーツ指導員資格取得後、2年以上経過している者で、かつ80時間以上の活動経験を有している者。

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者、公益社団法人日本理学療法士協会会員理学療法士、学校教員（保健体育）対象の講習会については、別に定める。

(3) 上級パラスポーツ指導員

中級パラスポーツ指導員資格取得後、3年以上経過している者で、かつ120時間以上の活動経験を有している者。

(中級講習会の受講資格の確認)

第11条 中級の講習会開催における受講者決定にあたっては、主催者が申込者の当年度の登録証のコピーをもって登録状況を確認し、活動実績証明に記載された時間数と併せて受講資格の有無を確認しなければならない。

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者、公益社団法人日本理学療法士協会会員理学療法士、学校教員（保健体育）対象の講習会開催における受講者の決定にあたっての資格の確認等については、別に定める。

(講習会テキスト)

第12条 初級および中級の講習会では、協会指定のテキスト「障がいのある人のスポーツ指導教本（初級・中級）改正版」、「全国障害者スポーツ大会競技規則集」を使用しなければならない。

(修了者の報告)

第13条 初級または中級の講習会を開催した団体は、協会に様式－3により報告しなければならない。

第4章 パラスポーツ指導員資格取得認定校

(認定校)

第14条 学校教育法に基づく大学・短期大学および専門課程を置く専修学校などで、申請のあったもののうち、協会が認めた学校を公認パラスポーツ指導員資格取得認定校（以下「認定校」という。）とする。

- 2 認定校は（1）初級パラスポーツ指導員および（2）中級パラスポーツ指導員の資格が取得できる学校の2種類とする。前者は修業年数2年以上、後者は修業年数4年以上の学校とする。

(申請手続き)

第15条 認定校を希望する学校は、次項に掲げる申請書類を協会に提出し、認定を受けなければならない。

- 2 新規申請には次のものを提出すること。

(1) パラスポーツ指導員資格取得認定校申請書（様式-6）

(2) ① 初級資格取得認定校

初級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（様式-8）

② 中級資格取得認定校

初級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（様式-8）

中級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（様式-9）

(3) 基準カリキュラムが確認できる資料（シラバスなど）

3 認定された学校は、3月1日から5月31日の期限内に認定料（1校につき年間 初級認定校60,000円、中級認定校120,000円）を納めなければならない。

4 認定の継続を希望する学校は、第2項のうち（1）および（2）を提出し、（3）については内容に変更があった場合のみ提出すること。認定料については前項のとおりとする。

(資格取得申請)

第16条 申請は、カリキュラム修了者個々が記入した様式-2を取りまとめ、様式-4によりおこなう。

2 申請は、認定校がまとめて申請しなければならない。

3 中級パラスポーツ指導員資格取得の場合、次のものを添付すること。

(1) 中級パラスポーツ指導員の新規申請者は、活動実績証明のコピー（写し）。

(2) 初級パラスポーツ指導員の資格を取得している者は、パラスポーツ指導員登録証と活動実績証明のコピー（写し）。

4 中級指導員の認定校において、初級指導員の基準カリキュラムを修了し、在学中に初級指導員の認定を希望する場合は、同条1項および2項のとおりとする。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定校の認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

1 養成講習会開催希望団体の提出書類として「受講申込書案」を追加した。

2 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。

附 則 [令和3年4月1日一部改正]

1 認定校の資格取得申請に必要な書類として様式-1を削除した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会の受講資格として学校教員（保健体育）を追記した。

第5章 基準カリキュラムおよび各種様式

(基準カリキュラム・様式)

第17条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から適用する。ただし、第16条の別紙1で定める基準カリキュラムについては、認定校に限り、当該基準カリキュラムへの移行期間内（大学4年間、短大・専門学校2年間）に随時移行するものとする。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この細則は、平成22年4月1日から適用する。[第2条2、別紙2の様式および障害者スポーツ指導者の名称に公認を追記]

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 [(3) 障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム 3) 上級障がい者スポーツ指導員養成講習会] のカリキュラムを一部改正した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

- 1 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。
- 2 [様式-7 公認障がい者スポーツ指導員養成講習会開催申請書] を一部改正した。
- 3 [様式-8 公認初級障がい者スポーツ指導員カリキュラム一覧] を一部改正した。
- 4 [様式-9 公認中級障がい者スポーツ指導員カリキュラム一覧] を一部改正した。

附 則 [2019年4月1日一部改正]

- 1 5月1日に施行される元号改正に備え各様式の元号標記を和暦から西暦へ変更した。
- 2 [様式-2 調査書] を一部改正した。
- 3 [公認障がい者スポーツコーチ基準カリキュラム] を一部改正した。
- 4 [公認障がい者スポーツトレーナー基準カリキュラム] を一部改正した。

附 則 [令和2年4月1日一部改正]

1 [(3) 公認障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム 1) 公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会、2) 公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会、3) 公認上級障がい者スポーツ指導員養成講習会] のカリキュラムを改正した。

附 則 [令和3年4月1日一部改正]

1 [(3) 公認障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム 4) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者対象公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会、5) 公益社団法人日本理学療法士協会会員理学療法士対象公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会] のカリキュラムを改正した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

(3) 公認障がい者スポーツ指導員基準カリキュラムとして6) 学校教員（保健体育）対象公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会のカリキュラムを追記した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツ指導者」への名称変更に伴い、「指導員」に関する標記を整理した。

(3) 公認パラスポーツ指導員基準カリキュラム

1) 公認初級パラスポーツ指導員養成講習会（21.0時間以上）

領域	講習科目	内容	時間	
人間力	思考判断	スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質	スポーツにおけるインテグリティを理解し、プレイヤーズファーストの視点やプレイヤーとともに学び続ける姿勢について学ぶ。	1.5
		パラスポーツの意義と理念	障がい者にとってのスポーツの意義と理念を理解する。	1.5
	態度行動	コミュニケーションスキルの基礎（※演習含む）	公認パラスポーツ指導者として必要なコミュニケーションスキルやソーシャルスキルの基礎を学ぶ。実践、演習を通して人前で話すこと、相手の意見を傾聴することを体験する。	1.5
		障がいのある人との交流（※実技、実習可）	スポーツ活動をしている障がい当事者の体験談を聞いたり、スポーツ活動現場に出かけるなど、障がい者とのふれあいを通じ、障がい者にとってのスポーツの必要性・意義・価値を学ぶ。	1.5以上
		パラスポーツ推進の取り組み	資格を取得した後に、地域で行われている教室や大会等へ積極的に関わられるように、地域のパラスポーツ振興の現状について学ぶ。	1.5
		パラスポーツに関する諸施策	わが国の障がい者福祉施策（障害者手帳を含む）およびパラスポーツに関する施策（スポーツ基本法やスポーツ基本計画など）について学ぶ。	1.5
知識技能	共通	安全管理	スポーツを実施する際の安全管理の基本的な項目と内容を学ぶ。（ヒヤリハットや指導者の安全配慮義務、AED、応急手当など）	1.5
	専門	各障がいの理解	各障がいの主な特性や、実際のスポーツ活動場面で活かせる各障がいに関する知識と指導上の配慮点を身につける。 <身体障がい3時間（肢体不自由、視覚障がい、聴覚・音声言語障がい、内部障がいを含む）、知的障がい（発達障がいを含む）1.5時間、精神障がい1.5時間>	6以上
		各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫（※実技）	障がいのある人が、スポーツやレクリエーションを安全に楽しむためのルール・用具の工夫の仕方や、指導員としての留意点・接し方について実技を通して学ぶ。	3以上
		全国障害者スポーツ大会の概要	全国障害者スポーツ大会の基本理念など大会の概要および大会開催の目的や意義について学び、大会がスポーツ未経験者や初心者へのスポーツ参加の動機づけになっていること、地域のスポーツ振興を進める契機となっていることを学ぶ。	1.5
時間数			21時間以上	

2) 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会（57.0時間以上）

領域	講習科目	内容	時間		
人間力	思考判断	スポーツの意義と価値（※演習含む）	スポーツが本来もつ、身体的・文化的・社会的な意義や価値について学ぶ。＜演習：スポーツのインテグリティについて話し合う＞	3	
	態度行動	公認パラスポーツ指導員としてのキャリア形成（※演習含む）	過去と将来の指導者としてのキャリアを考え、自身の指導者像を形成する。＜①事前課題（自身の指導員としての振り返り）、②演習（指導員としてあるべき姿の形成）＞	3	
		地域におけるパラスポーツ振興	パラスポーツに関わる諸団体や関係所管について理解し、連携することの必要性について学ぶ。	1.5	
知識技能	共通	身体の仕組みと体力づくり	身体の仕組みやトレーニングの原理・原則を理解し、障がい者の体力向上トレーニングや健康づくりのための運動指導について学ぶ。	3	
		救急処置法（※実技）	救命手当や応急処置の方法、手順さらには事前の準備や事後の留意点について実技を通して学ぶ。（心配蘇生法、AED、気道異物除去、熱中症、外傷など）	3	
		リスクマネジメント	リスクマネジメントに関する基礎知識を学び、パラスポーツ指導現場における事例を学ぶ。	1.5	
		スポーツ心理学Ⅰ	障がい受容について受傷からの心理的プロセスを学ぶ。さらに障がい者の体験談を通して、スポーツの心理的効果と心理的支援の方法について学ぶ。	1.5	
	専門	障がい各論	障がいの種類や特性について医学的な知識を学び、日常生活やスポーツ現場で関わるうえでの留意点について学ぶ。 ＜身体障がい7.5時間以上（肢体不自由3時間、視覚障がい1.5時間、聴覚・音声言語障がい1.5時間、内部障がい1.5時間）、知的障がい（発達障がい含む）3時間、精神障がい1.5時間＞	12以上	
		障がい者のスポーツ指導における留意点	障がい特性に応じた支援・指導法を理解し、スポーツ指導場面における留意点について学ぶ。また、指導案を作成するうえでの基本的なポイントについて学び、個別指導をする際の指導案を作成する。	4.5	
		全国障害者スポーツ大会競技の指導法と競技規則（※実技）	全国障害者スポーツ大会実施競技の実技を通して、その指導法や競技規則など、選手団コーチとして必要な知識・技能を学ぶ。 ＜水泳3時間、陸上3時間、その他全国障害者スポーツ大会の競技より3競技を選択し各2時間＞	12	
		全国障害者スポーツ大会の歴史と目的・意義	全国障害者スポーツ大会の成り立ちや歴史の変遷を学ぶ。	1.5	
		全国障害者スポーツ大会の実施競技と障害区分	全国障害者スポーツ大会で実施されている競技・種目の概要を理解し、適用されている障害区分を学ぶ。	3	
		全国障害者スポーツ大会選手団編成とスタッフの役割	全国障害者スポーツ大会へ帯同するスタッフとして、代表選手の選考方法および選手や選手団に必要なサポートについて学ぶ。	1.5	
		補装具の理解	補装具の種類を理解し、その取扱いについて学ぶ。	1.5	
		発育・発達に応じた指導法	身体の発育・発達の原則と精神的な発達、知的障がいの特性に応じた発育・発達の観点から運動指導の留意点について学ぶ。	3	
		最重度の障がい者のスポーツの実際（重症心身障がい児・者を含む）（※見学・実技可）	最重度の障がい者（重症心身障がい児・者を含む）のスポーツを理解し、様々な創意工夫の実例について学ぶ。	1.5	
		時間数			57時間以上

3) 公認上級パラスポーツ指導員養成講習会（45.5時間）

領域	講習科目	内容	時間	
人間力	思考判断	プレゼンテーション能力 他者の意見を「聴く」、自身の意見を「伝える」際のポイントについて確認する。（講習会開始前のオリエンテーション含む）	1	
	態度行動	地域におけるパラスポーツの課題 （※演習含む）	地域におけるパラスポーツの課題をグループ単位で話し合い発表する。また、その課題について協議し問題解決策を見出す。 <自身の地域のスポーツ推進計画を事前に調べ、発表する>	6
		スポーツ界の最新情報	最新のスポーツ界を取り巻く諸問題について学ぶ。	2
知識技能	共通	事故などのトラブルの対処法	事故が起きた際の初動、言動、対応の仕方について、問題拡大を未然に防ぐ配慮と方法（法的責任や保険）について学ぶ。パラスポーツ活動現場での要望・相談など事例について学ぶ。	3
		スポーツ心理学Ⅱ	競技者の心理と指導者としての効果的なアプローチについて学ぶとともに、事業をすすめる上で大切な「リーダーシップ」や「チームビルディング」について学ぶ。	4
		指導案の作成と検証Ⅰ・Ⅱ	障がいの種類や程度または実施環境などを考慮し、安全かつ対象者の目的に合わせた指導案の作成手順・ポイントについて学ぶ。また、実践（発表）を通して、指導案や実施内容に含まれる問題点・改善点を抽出するなど、内容の検証を行う。	6
	専門	スポーツと栄養	スポーツに必要な身体づくりのためのエネルギーと栄養摂取の方法について学ぶ。年齢、性別に応じた身体づくりのための栄養摂取を理解する。	2
		全国障害者スポーツ大会選手団のマネジメント	全国障害者スポーツ大会の選手団結成から大会終了後までの一連の動きについて学ぶ。選手団の役員として大会をマネジメントするうえでの総合的な知識を学ぶ。	1.5
		わが国のスポーツ施策とパラスポーツ	わが国のスポーツ施策について、これまでのあゆみと現状について学ぶとともに、パラスポーツに関わる施策について理解する。	2
		スポーツ事業の企画運営の実際 （※演習含む）	地域におけるパラスポーツ事業の企画から運営までの実施計画をグループ単位で立案・発表（プレゼンテーション）し、効果的な企画・運営の仕方を学ぶ。	6
		高齢者とスポーツ	高齢障がい者の特性を理解するとともに、実際に行われているスポーツを事例に出しながら、その意義や指導上の留意点を学ぶ。	2
		女性とスポーツ	女性の身体的な発育・発達と競技パフォーマンスの関連性やライフスタイルの変化と運動習慣の関連性について学ぶ。	2
		スポーツ傷害・障害の予防と管理	障がい者がスポーツをする際に起こりやすい怪我や二次的障害の実際とその予防法を学ぶ。	2
		スポーツ実技 （※実技）	地域で行われているスポーツの体験を通してルールや用具に関する工夫・配慮について学び、実際に種目を作成する。	4
		パラスポーツの歴史と現状	国内外のパラスポーツの歴史的経過を学び、日本パラスポーツ協会のビジョンを通して現在の状況や展望について学ぶ。	2
	時間数			45.5時間

4) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者対象 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会 (29.5時間以上)

領域	講習科目	内容	時間
医療	障がい各論	障がいに留意した指導ができるよう、各種障がいに関する医学的・心理的な特性を学ぶ。 <脊髄損傷・切断・関節障がいその他機能障がい(2.5h) 脳原性麻痺 (CP,CVA) (1.5h)、視覚障がい (1.5h) 内部障がい (1.5h)、聴覚障がい (1.5h) 知的障がい (発達障がい含む) (1.5h)、精神障がい (1.5h)>	11.5 以上
パラスポーツ	パラスポーツ概論	我が国のパラスポーツの歩み、日本パラスポーツ協会の取り組みを通じて、パラスポーツの意義、その現状について学ぶ。また一般スポーツとの施策やスポーツ環境の違いを理解するとともに、パラスポーツの課題や現状を学ぶ。	2
	全国障害者スポーツ大会の概要	大会がスポーツ未経験者や初心者の方のスポーツ参加の大きな動機づけになっていることを理解するとともに、一般競技とは異なる点や開催目的、参加資格、競技規則の成り立ち、実施競技、障害区分等について学ぶ。	2
	補装具の理解	補装具の種類や特徴を学ぶとともに、指導者として最小限知っておくべき事柄やスポーツ指導現場での留意点を理解する。(義肢、装具、車いす、杖など)	1.5
	地域でのパラスポーツの取り組み	パラスポーツの実施例、課題等の紹介を通じ、実際に地域で行われている活動を学ぶ。その内容をふまえ、障がい者がスポーツに参加することを想定した指導案の作成、または地域の中で障がい者が一緒に楽しめる教室やイベントの企画立案など、プログラムを作成する。	3
	障がい者にとってのスポーツの価値	障がい者の実体験に基づく話を聞き、障がい者にとってのスポーツの価値について理解を深める。	1.5
実技・実習	車いすとスポーツ	車いすを使用したスポーツの体験を通してその種目の楽しさやルールを学ぶとともに、準備運動、起こりやすいケガとその予防法、車いす介助法などについても学ぶ。	2
	視覚障がい者とスポーツ	視覚障がい者が行うスポーツの体験をとおして種目の楽しさやルールを学ぶとともに、介助法(手引)やコーチング(方向指示・言葉かけを含む指導)の仕方を含め、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	2
	脳原性麻痺者とスポーツ	脳原性麻痺者が行うスポーツの体験を通して種目の楽しさやルールを学ぶ。また対象者の麻痺の状況を留意し、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	2
	障がい特性に応じた水泳への導入法	障がい者がプールに入る際の更衣室内の配慮、入退水から水中でのサポート方法など、指導の際の安全確保について障害別症例により留意点を学ぶ。また、片側麻痺や視覚障がいの疑似体験による水中歩行や泳ぎ方についても実際に行い、障がい者にとっての水の効用や障がい特性に応じた浮き身や立ち方の指導法などの実践力を身につける。	2
レポート	活動実績報告	パラスポーツに関わるきっかけ作りとして、講習会終了後に個別に地域でのパラスポーツに関わる活動をし、その内容をレポートにまとめ提出する。	講習後 作成 提出
備考	講習会の中で、グループワークやアクティブラーニングを通じてコミュニケーション能力の向上をめざす。		

5) 公益社団法人日本理学療法士協会会員理学療法士対象 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会(29.5時間以上)

領域	講習科目	内容	時間
医療	障がい各論	各種障がいに関する医学的・心理的な特性を学び、障がいに留意した指導が不可欠であることを学ぶ。 <視覚障がいの概要(1.0h) 聴覚障がいの概要(1.0h) 知的障がいの概要(1.5h) 精神障がいの概要(1.5h)>	5 以上
体育学	スポーツの意義と価値 (※演習を含む)	スポーツが本来もつ、身体的・文化的・社会的な意義や価値について学ぶ。また、障がい者にとってのスポーツの意義と価値についても学ぶ<演習：スポーツのインテグリティについて話し合う>	1.5
	スポーツ心理学	スポーツ場面における選手の心理状況を学び、指導者として効果的な心理的アプローチの方法について学ぶ。	1.5
	トレーニングの基礎知識	各種トレーニングの特徴を理解し、障がいに留意したトレーニングプログラムの組み立て方や実施上の留意点について学ぶ。	1.5
パラスポーツ	パラスポーツと理学療法士	理学療法士として、パラスポーツの造詣を深めるとともに、関わる意義やその方法について学ぶ。また、公認パラスポーツ指導者制度の概要を学び、指導者の役割についても学ぶ。	1.5
	地域におけるパラスポーツ振興	パラスポーツに関わる諸団体や関係所管について理解し、連携することの必要性について学ぶ。	1.5
	全国障害者スポーツ大会の概要	我が国のパラスポーツを知る上でその歴史的な背景も含め、全国障害者スポーツ大会の概要を学ぶ。	1.5
	全国障害者スポーツ大会の障害区分	全国障害者スポーツ大会の障害区分を正しく理解し、障害区分を判定する際の留意点等を学ぶ。	1.5
	障がい者のスポーツ指導上の留意点と工夫	各障がいに応じた指導の事例を通して指導上の留意点(リスク管理含む)について学ぶ。	2
実技・実習	視覚障がい者のスポーツ実習	視覚障がい者が行うスポーツの体験を通してその種目の楽しさやルールを学ぶとともに、介助法(手引)やコーチング(方向指示・言葉かけを含む指導)の仕方を含め、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	2
	補装具(スポーツ用)を用いたスポーツ実習	スポーツ用の車いすや義足などを使用したスポーツ体験を通してその種目の楽しさや技術・ルールを学ぶとともに、起こりやすいケガとその予防法についても学ぶ。	2
	重度障がい者のスポーツ実習	重度障がい者が行っているスポーツ、レクリエーションの体験と様々な創意工夫の実例を紹介し、障がい者が重度であってもスポーツを楽しむことができることを体験する。	2
	全国障害者スポーツ大会実施競技の実習	全国障害者スポーツ大会の実施競技を体験する中で、その競技の特性やルールについて理解を深め、障がい者がスポーツを実施する際の指導上の留意点についても学ぶ。(他実習の時間と実施競技が重ならないようにする)	6 以上
レポート	活動実績報告	パラスポーツに関わるきっかけ作りとして、講習会終了後に個別に地域でのパラスポーツに関わる活動をし、その内容をレポートにまとめ提出する。	講習後 作成 提出
備考	講習会の中で、グループワークやアクティブラーニングを通じてコミュニケーション能力の向上をめざす。		

6) 学校教員（保健体育）対象 公認中級パラスポーツ指導員養成講習会（29.5時間以上）

領域	講習科目	内容	時間
医療	障がい各論	障がいに留意した指導ができるよう、各種障がいに関する医学的・心理的な特性を学ぶ。 <脊髄損傷・切断・関節障がいその他機能障がい(2.5h) 脳原性麻痺（CP,CVA）(1.5h)、視覚障がい（1.5h） 内部障がい（1.5h）、聴覚障がい（1.5h） 知的障がい（発達障がい含む）(1.5h)、 精神障がい（1.5h）>	11.5 以上
パラスポーツ	パラスポーツ概論	我が国のパラスポーツの歩み、日本パラスポーツ協会の取り組みを通じて、パラスポーツの意義、その現状について学ぶ。また一般スポーツとの施策やスポーツ環境の違いを理解するとともに、パラスポーツの課題や現状を学ぶ。（スポーツのインテグリティを含む）	2
	全国障害者スポーツ大会の概要	大会がスポーツ未経験者や初心者のスポーツ参加の大きな動機づけになっていることを理解するとともに、一般競技とは異なる点や開催目的、参加資格、競技規則の成り立ち、実施競技、障害区分等について学ぶ。また、選手が使用する補装具の種類や役割について理解する。	2
	地域におけるパラスポーツ振興	児童・生徒の在学中および卒業後を含む一生涯のスポーツ活動がイメージできるように、地域のパラスポーツに関わる諸団体や関係所管について理解し、それらが連携することの必要性について学び、学校と地域をつなぐ役割を担えるようにする。	1.5
	学校教育におけるパラスポーツ	学校でのパラスポーツの導入や展開方法について事例等を通じて学び、障がいの有無に関わらず生徒が楽しめるスポーツプログラムや環境作りについて考える。また、演習を通じてインクルーシブ体育の実践方法を考える。（演習例：障がいのある児童・生徒とない児童・生徒と一緒にスポーツを楽しむためにどのようにプログラムを工夫して準備、対応できるか）	3
	障がい者にとってのスポーツの価値	障がい者の実体験に基づく話を聞き、障がい者にとってのスポーツの価値について理解を深める。	1.5
実技・実習	車いすとスポーツ	車いすを使用したスポーツの体験を通してその種目の楽しさやルールを学ぶとともに、準備運動、起こりやすいケガとその予防法、車いす介助法などについても学ぶ。	2
	視覚障がい者とスポーツ	視覚障がい者が行うスポーツの体験を通して種目の楽しさやルールを学ぶとともに、介助法（手引）やコーチング（方向指示・言葉かけを含む指導）の仕方を含め、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	2
	脳原性麻痺者とスポーツ	脳原性麻痺者が行うスポーツの体験を通して種目の楽しさやルールを学ぶ。また対象者の麻痺の状況を留意し、安全にスポーツを実施するための留意事項について学ぶ。	2
	障がい特性に応じた水泳への導入法	障がい者がプールに入る際の更衣室内の配慮、入退水から水中でのサポート方法など、指導の際の安全確保について障害別症例により留意点を学ぶ。また、片側麻痺や視覚障がいの疑似体験による水中歩行や泳ぎ方についても実際に行い、障がい者にとっての水の効用や障がい特性に応じた浮き身や立ち方の指導法などの実践力を身につける。	2
レポート	活動実績報告	パラスポーツに関わるきっかけ作りとして、講習会終了後に個別に地域でのパラスポーツに関わる活動をし、その内容をレポートにまとめ提出する。	講習後 作成 提出
備考	講習会の中で、グループワークやアクティブラーニングを通じてコミュニケーション能力の向上をめざす。		

*受付番号 _____

指導員 資格認定申請書

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
資格認定申請書

ふりがな

氏 名 印

自 宅 〒

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員の資格を取得いたしたく、指導者登録シート（様式-2）と申請・認定料・登録料を添えて申請いたします。

- () 公認初級パラスポーツ指導員
 () 公認中級パラスポーツ指導員
 () 公認上級パラスポーツ指導員

※ 取得したい資格の()内に○印をすること。

証明欄)

講 習 会 名	
修了した年月日	令和 年 月 日 修了
主催団体名及び担当者名	印

- ※ 日本スポーツ協会指導者対象および理学療法士対象の公認中級パラスポーツ指導員養成講習会修了者が個々に申請を行う場合は、以下の証明欄に主催団体の証明を受けるか、修了証のコピーを添付してください。
- ※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

指導者登録シート

様式-2

※◆マークは記入必須項目です。

記入日 西暦 年 月 日

申請する資格 ◆ (該当に○)	初級・中級・上級・スポーツコーチ スポーツ医・スポーツトレーナー		登録番号 (日本パラスポーツ協会の 資格をお持ちの方のみ記入)			
	姓		名		性別	
ふりがな ◆						
氏名 ◆						
ローマ字 ◆						
※氏名が特殊文字の場合は、変換できない場合がございますので、出来るだけ代わりとなる一般的な漢字をご使用ください。						
生年月日 ◆	西暦		年	月	日	歳
自宅 ◆	住所	〒		—		都道府県
	TEL	FAX		携帯		
	メールアドレス					※手書きの場合は分かりやすく記入してください。
勤務先 <small>※短縮できる場合は、以下の文字数に収めてください。 ・勤務先名 15文字以内 ・所在地 28文字以内</small>	勤務先名					15
	所在地	〒		—		都道府県
	TEL	FAX				
メールアドレス					※手書きの場合は分かりやすく記入してください。	
活動登録地 (指導員・トレーナー必須◆)						※都道府県または指定都市から1つだけ記入してください。
事務局からの 情報送付先 ◆ (どちらかを選択して○)	自宅	勤務先		最終学校名		
パラスポーツの 活動経験						
ご自身のスポーツ歴						
スポーツ・医療等に 関する資格取得	資格名					
	資格名					
	資格名					
	資格名					

※ 以下は、各資格ごとの項目です。該当資格の項目は必ずご記入ください。

スポーツコーチ のみ記入	受講時推薦団体名					
	現在の活動団体名					
スポーツトレーナー のみ記入	受講時推薦団体名					
	現在の活動団体名					
スポーツ医 のみ記入	専門診療科目	①			②	
	スポーツ現場での 主な医事活動					

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

※ 氏名や連絡先等に変更が生じた場合は、必ず協会事務局にご連絡ください。

指導者登録シート

様式-2

※◆マークは記入必須項目です。

記入日

西暦 2022 年 ○ 月 ○ 日

申請する資格 ◆ (該当に○)	初級・中級・上級・スポーツコーチ スポーツ医・スポーツトレーナー		登録番号 (日本パラスポーツ協会の 資格をお持ちの方のみ記入)		
	姓		名		性別
ふりがな ◆	きょうかい		たろう		男
氏名 ◆	協会		太郎		
ローマ字 ◆	Kyokai		Taro		
※氏名が特殊文字の場合は、変換できない場合がございますので、出来るだけ代わりとなる一般的な漢字をご使用ください。					
生年月日 ◆	西暦 ○○○○ 年 ○ 月 ○ 日 ○○ 歳				
自宅 ◆	住所	〒 103 - 0014		東京都 中央区 日本橋	
		学生などで、4月以降住所が変更になる場合、新しい住所を記入してください。 決まっていない場合は、帰省先など確実に連絡が取れる住所を記入してください。			
	TEL	03-1234-5678	FAX	03-1234-5679	携帯 090-1234-5678
	メールアドレス	abcd123@efg.ne.jp			※手書きの場合は分かりやすく記入してください。
勤務先 <small>※短縮できる場合は、以下の文字数に収めてください。 ・勤務先名 15文字以内 ・所在地 28文字以内</small>	勤務先名	日本パラスポーツ協会			15
	所在地	〒 103 - 0014		東京都 中央区 日本橋	
		蛸殻町 2 - 1 3 - 6 - 3 F		短縮できる場合は、できるだけ 28文字以内に収めてください	
	TEL	03-5695-5420		FAX	03-5641-1213
	メールアドレス	touroku127@parasports.or.jp			※手書きの場合は分かりやすく記入してください。
活動登録地 (指導員・トレーナー必須◆)	○○県 <input type="text"/> 複数記入しないこと		※都道府県または指定都市から1つだけ記入してください。		
事務局からの 情報送付先 ◆ (どちらかを選択して○)	自宅 ○	勤務先	最終学校名	学生は在学学校名を記入	
パラスポーツの 活動経験	・障がい者スポーツセンターの教室の補助 ・パラスポーツ大会の補助 ・○○チームの練習のサポート				
ご自身のスポーツ歴	・水泳 5年間(中学・高校) ・マラソン(現在)				
スポーツ・医療等に 関する資格取得	資格名				
	資格名				
	資格名				
	資格名				

※ 以下は、各資格ごとの項目です。該当資格の項目は必ずご記入ください。

スポーツコーチ のみ記入	受講時推薦団体名				
	現在の活動団体名				
スポーツトレーナー のみ記入	受講時推薦団体名				
	現在の活動団体名				
スポーツ医 のみ記入	専門診療科目	①		②	
	スポーツ現場での 主な医事活動				

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

※ 氏名や連絡先等に変更が生じた場合は、必ず協会事務局にご連絡ください。

* 受付番号 _____

養成講習会 修了者の報告

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
養成講習会修了者の報告（初級・中級用）

申請団体名			
代表者名	印		
所在地	〒		
電話番号	内線番号（ ）		
FAX番号			
メールアドレス			
担当部署名			
担当者名			
講習会名			
講習会の種類 (該当するものに○)	初級講習会	中級講習会	
修了者人数	計	名	

令和 年 月 日、標記講習会を修了いたしましたので報告いたします。
なお、修了者は別添名簿のとおりです。

◆添付書類

- ・申請者名簿（下記の例を参考に、申請者名簿を作成し、添付してください。）
- ・資格認定申請書（様式-1） ・指導者登録シート（様式-2）

名簿作成例)

No.	姓	名	姓（ふりがな）【ひらがな】	名（ふりがな）【ひらがな】	申請欄
1	鈴木	太郎	すずき	たろう	○
2	山田	花子	やまだ	はなこ	
3					

※ 資格取得申請者は、申請欄に○印をつけてください。

* 受付番号 _____

認定校 学生の資格申請用

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
資格認定申請書（認定校 学生申請用）

学校名			
学校長名 (学部長名等可)	印		
所在地	〒		
申請区分 (該当するものに○)	初級指導員	中級指導員	
事務担当者名			
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			

本校学生が、令和 年 月 日、指導者制度に定められた基準カリキュラムを修了いたしましたので、以下の内容を添えて申請いたします。なお、別添名簿記載者の申請意思を確認したうえでの申請であることを申し添えます。

◆ 添付書類

- ・申請者名簿（下記の例を参考に、申請者名簿を作成し、添付してください。）
- ・指導者登録シート（様式-2）
- ・活動実績証明の写し（中級パラスポーツ指導員申請者のみ）

名簿作成例)

No.	姓	名	姓 (ふりがな)【ひらがな】	名 (ふりがな)【ひらがな】	登録番号
1	鈴木	太郎	すずき	たろう	
2	山田	花子	やまだ	はなこ	
3					

※ 中級パラスポーツ指導員を申請される方で、初級パラスポーツ指導員の方（中級昇級者）は登録番号を記入してください。

*受付番号

指導員復権届

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様

復 権 届

■ 復権希望理由をご記入ください。

上記の理由により復権を希望いたします。

ふりがな 氏 名	(旧姓：)				
最後の登録年度	西暦		年度		
喪失時の資格 (該当するものに○)		初 級		中 級	上 級
喪失時の登録番号					
自 宅	〒				
TEL					
メールアドレス					

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

*受付番号 _____

認定校 学校の申請用

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
資格取得認定校 申請書（初級・中級用）

法人名	※請求書・領収書・認定証・HP掲載にあたり、法人名の記載が必要な場合は、法人名もご記入ください。			
学校名				
学校長名 ※学部長名等可	印			
所在地	〒			
事務担当者名				
メールアドレス				
カリキュラム担当者名				
メールアドレス				
電話番号				
FAX番号				
申請区分 (該当するものに○)	<input type="checkbox"/>	初級認定校	<input type="checkbox"/>	中級認定校
活動実績証明（冊子）必要数	冊 〈中級資格認定校のみ〉			
※中級認定校の学生が、中級パラスポーツ指導員資格を申請する際に必要な活動実績（80時間以上）を記入する冊子です。				
認定料の請求書の日付	令和	年	月	日
※請求書の日付に希望がある場合は、ご記入ください。空欄（とくに希望がない）の場合は請求書の発行日となります。 年度の変わり目となりますので、認定料の支払年度に決まりがある場合は、必ずご記入ください。				

本校は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員資格取得認定校として、以下の内容を添えて申請いたします。

◆ 添付書類

1. 初級校・・・初級カリキュラム一覧（様式-8）
中級校・・・初級カリキュラム一覧（様式-8）、中級カリキュラム一覧（様式-9）
2. 基準カリキュラム実施が確認できる資料（シラバスなど）

*受付番号 _____

養成講習会 開催申請書

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員
養成講習会 開催申請書 (初級・中級用)

以下の講習会開催にあたり、貴協会の認定および後援名義使用を申請します。

申請団体名	
代表者名	印

講習会情報

講習会名	※要項等に記載の正式名称を記入すること。		
主催団体名	※主催団体が複数ある場合(共催等)は全ての団体名を記入すること。		
講習会の種類 (該当するものに○)	初級講習会	中級講習会	
実施期間	令和 年 月 日 ~ 月 日 ※期間を分けて開催する場合は、すべての日程、会場名を記入すること。		
会場名			
募集人数	名		
申込期間(締切日)	令和 年 月 日 ~ 月 日		

担当者情報 ※資料の送付先等に使用いたします。

所属	
担当者名	
送付先住所	〒
電話番号	内線 ()
FAX番号	
メールアドレス	

◆ 添付書類

実施要項案、受講申込書案、カリキュラム日程案

※実施要項の後援団体に、公益財団法人日本パラスポーツ協会を明記すること。

※開催の3ヶ月前までにご提出ください。

公認初級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧

令和 年度申請 認定校用

(新カリキュラム用 2020年4月～)

前年度からの変更箇所	様式-8
有り	無し
	新カリ

学 校 名

学科・専攻・コース名

No.	基準カリキュラム	授業形態	必要時間数	開講科目名	カリラム代替部分(回目)	時間数	開講年次 前期・後期	開講形態	担当者名	所属・登録番号 ※公認障がい者スポーツ指導員資格所持者は、登録番号記入	備 考 変更がある場合は、内容を簡単に記入してください。
1	スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質	講義	1.5h								
2	パラスポーツの意義と理念	講義	1.5h								
3	コミュニケーションスキルの基礎	講義 演習	1.5h								
4	障がいのある人との交流	実技 実習 可	1.5h								
5	パラスポーツ推進の取り組み	講義	1.5h								
6	パラスポーツに関する諸施策	講義	1.5h								
7	安全管理	講義	1.5h								
8	各障がいの理解 ※身体障がい3h(肢体不自由、視覚障がい、聴覚・音声言語障がい、内部障がいを含む) 知的障がい1.5h(発達障がいを含む)、精神障がい1.5h	講義	6h								
9	各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫	実技	3h								
10	全国障害者スポーツ大会の概要	講義	1.5h								

【申請に必要な添付資料】

・開講科目の講義内容が分かるシラバス等

・シラバスに反映されていない内容を含む時は、他に実施内容と時間数が分かる補足資料を添付してください。

【お願い】

◆ 日本パラスポーツ協会ホームページに掲載されている「カリキュラム一覧(様式8・9)の記入方法」をご参照のうえ、作成ください。

公認中級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧
(新カリキュラム用 2020年4月～)

令和 年度申請 認定校用
前年度からの変更箇所 様式-9
有り 無し 新カリ

学校名

学科・専攻・コース名

No.	標準カリキュラム	授業形態	必要時間数	開講科目名	カリキュラム替部分(回目)	時間数	開講年次 前期・後期	開講形態	担当者名	所属・登録番号 ※公認職がい者が「 」指導者資格所持者は、登録番号記入	備考 変更がある場合は、内容を簡単に記入してください。
1	スポーツの意義と価値	講義	3h								
2	公認パラスポーツ指導員としてのキャリア形成	講義	3h								
3	地域におけるパラスポーツ振興	講義	1.5h								
4	身体の仕組みと体カづくり	講義	3h								
5	救急処置法	実技	3h								
6	リスクマネジメント	講義	1.5h								
7	スポーツ心理学 I	講義	1.5h								
8	障がい各論 ※身体障がい7.5h(肢体不自由3h、視覚障がい1.5h、聴覚・音声言語障がい1.5h、内臓障がい1.5h)、知的障がい3h(発達障がい含む)、精神障がい1.5h	講義	12h								
9	障がい者のスポーツ指導における留意点	講義	4.5h								
10	全国障害者スポーツ大会競技の指導法と競技規則 ※水泳3h、陸上競技3h、その他全国障害者スポーツ大会の競技より3競技を選択し各2h	実技	12h								
11	全国障害者スポーツ大会の歴史と目的・意義	講義	1.5h								
12	全国障害者スポーツ大会の実施競技と障害区分	講義	3h								
13	全国障害者スポーツ大会選手団編成とスタッフの役割	講義	1.5h								
14	補装具の理解	講義	1.5h								
15	発育・発達に応じた指導法	講義	3h								
16	最重度の障がい者のスポーツの実際 (重症心身障がい児・者を含む)	見学 実技可	1.5h								

【中級パラスポーツ指導員資格取得認定校について】

- ・中級パラスポーツ指導員の資格取得には、初級・中級カリキュラムの両方を履修する必要があります。初級カリキュラム一覧(様式-8)、中級カリキュラム一覧(様式-9)をそれぞれ作成してください。
- ・初級で読み替えに使用している回(時間)は、中級で重複して読み替えることはできません。
- ・中級パラスポーツ指導員資格申請時には、別途 80時間以上のパラスポーツにおける活動実績も必要となります。

【申請に必要な添付資料】

- ・開講科目の講義内容が分かるシラバス等
- ・シラバスに反映されていない内容を含む時は、他に実施内容と時間数が分かる補足資料を添付してください。

【お願い】

- ◆ 日本パラスポーツ協会ホームページに掲載されている「カリキュラム一覧(様式8・9)の記入方法」をご参照のうえ、作成ください。

2 公認パラスポーツコーチ資格認定関係

(1) 公認パラスポーツコーチ資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（2）に規定する公認パラスポーツコーチ（以下「パラスポーツコーチ」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 協会、その他関係団体と連携し、各種競技別の障がいのある競技者の強化・育成などをおこなう者。また、パラリンピックなどの国際大会に参加する選手団の監督、コーチとして活動する者。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を受講し、検定試験に合格しなければならない。

(受講資格)

第4条 養成講習会を受講希望する者は、次に定める（1）および（2）の両方の条件を満たさなければならない。

（1）公認中級パラスポーツ指導員もしくは、公認上級パラスポーツ指導員の有資格者。

（2）競技団体のコーチとして活動経験を有し、協会登録競技団体の推薦がある者。

(認定)

第5条 パラスポーツコーチの認定は、養成講習会を受講し、検定試験に合格した者で、資格申請をした者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度から4年間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 パラスポーツコーチは次に該当するとき、その資格を喪失する。

（1）更新をしなかったとき。

（2）その他、パラスポーツコーチとして適当でないと会長が認めたとき。

(申請)

第8条 パラスポーツコーチの申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、パラスポーツコーチ資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 パラスポーツコーチとして資格の更新を希望する者は、資格認定期間内（4年間）に以下に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) 資格認定期間内に協会指定講習会を受講した。
- (2) パラスポーツコーチとして、パラスポーツ競技団体または関係団体で継続的な活動をおこない、資格認定申請書（様式－11）に活動実績の証明を受けた。

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

- 1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。
- 2 指導者の養成において、公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施ができる団体として「協会登録障がい者スポーツセンター」を追記した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

- 1 「公認パラスポーツコーチ」への名称変更に伴い、標記を整理した。
- 2 「公認パラスポーツ指導者」への名称変更に伴い、「指導員」に関する標記を整理した。

(2) 公認パラスポーツコーチ資格認定細則

(目 的)

第1条 この細則は、公認パラスポーツコーチ資格認定規定第5条に規定する公認パラスポーツコーチ（以下「パラスポーツコーチ」という。）の具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

第2条 所定の資格認定申請書(様式－10)、指導者登録シート（様式－2）に認定料22,000円を添えて申請すること。

- 2 申請期間は、資格取得に必要な養成講習会検定試験合格決定後60日以内とする。

(交 付)

第3条 協会は、認定者に対し「認定証」および「登録証」を交付する。

(更更新手続き)

第4条 更新を希望するパラスポーツコーチは、資格有効期間の最終年度の2月1日～3月31日の期間に資格認定申請書(様式-11)、指導者登録シート(様式-2)、資格更新のための協会指定講習会の受講証明書のコピーおよび認定料22,000円を添えて申請しなければならない。

(休会)

第5条 海外への転勤・留学、出産・育児、健康上の理由(長期の入院等)等、パラスポーツコーチとしての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

(基準カリキュラム・様式)

第6条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

2 その他、必要な事項についてはその都度別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [令和3年4月1日一部改正]

1 (3) 公認障がい者スポーツコーチ基準カリキュラムを改正した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認障がい者スポーツコーチ資格の休会に関する細則を追記した。

2 (3) 公認障がい者スポーツコーチ基準カリキュラムを改正した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツコーチ」への名称変更に伴い、標記を整理した。

2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。

(3) 公認パラスポーツコーチ基準カリキュラム

1. 前期（16時間）

NO.	科目名	時間数
1	国内外のパラスポーツの現状	2.5
2	日本代表選手団としての心得	1
3	アンチ・ドーピング	2
4	ICTを活用した競技スポーツの実践 (指定講習会) ①	2
5	最新情報の提供①(指定講習会) ②	1
6	競技団体における強化の現状(指定講習会) ③	1.5
7	活動報告	2
8	指導上のリスクマネジメント	2
9	環境と生理	2

2. 後期（15.5時間）

NO.	科目名	時間数
10	チーム運営上のリスクマネジメント	3
11	スポーツ心理学	2
12	メディア対応	2
13	最新情報の提供②(指定講習会) ④	1
14	選手のメンタルマネジメント(指定講習会) ⑤	1.5
15	女性とスポーツ(指定講習会) ⑥	2
16	情報収集と活用	2
17	スポーツ仲裁と関係法規	2
	検定試験	

※①～⑥は、公認パラスポーツコーチ有資格者の資格更新条件となる指定講習会を兼ねて実施する。

*受付番号 _____

スポーツコーチ(新規用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツコーチ
資格認定申請書 (新規)

ふりがな

氏 名 印

自 宅 〒

電話番号

受講推薦団体名

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツコーチ資格を認定していただきたく、指導者登録シート（様式-2）と認定料を添えて申請いたします。

証 明 欄

合格証明	令和 年 月 日 公認パラスポーツコーチの資格試験合格を証明いたします。 公益財団法人日本パラスポーツ協会 印
------	---

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

*受付番号 _____

スポーツコーチ(更新用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツコーチ
資格認定申請書 (更新)

ふりがな

氏 名 印

自 宅 〒

電話番号

登録番号

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツコーチ資格の更新を希望するにあたり、指導者登録シート(様式-2)、更新指定講習会の受講証明書のコピーおよび認定料を添えて申請いたします。

活 動 証 明 欄

指定講習会 受講証明	令和 年 月 日 公認パラスポーツコーチ資格更新指定講習会を受講いたしました。 別紙にて、受講証明書のコピーを提出いたします。
受講時推薦団体名	
現在の活動団体名	
活動実績 (別途資料添付も可)	年
	年
	年
	年
	年

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

3 公認パラスポーツ医資格認定関係

(1) 公認パラスポーツ医資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（3）に規定する公認パラスポーツ医（以下「パラスポーツ医」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動に必要な医学的管理および指導などの医学的支援をするとともに、協会、その他関係団体と連携し、広くパラスポーツに対し医学的見地からの障がい者の健康の維持、増進および競技力の向上などに寄与する。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を修了しなければならない。

(受講資格)

第4条 日本の医師国家資格を有し、5年以上経過した者でなければならない。

(認定)

第5条 パラスポーツ医の認定は、養成講習会を修了し、資格取得申請した者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度から4年間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 パラスポーツ医は次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 医師の国家資格を喪失したとき。
- (2) 更新をしなかったとき。
- (3) その他、パラスポーツ医として適当でないと会長が認めるとき。

(申請)

第8条 パラスポーツ医の申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、パラスポーツ医資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 パラスポーツ医として資格の更新を希望する者は、資格有効期限内（4年間）に以下に定める要件を1つ以上満たしていなければならない。

- (1) パラスポーツ医資格更新指定講習会を受講した。
- (2) 本協会が指定するパラスポーツに関する研修会(全国研修会等)を受講した。
- (3) 日本障がい者スポーツ学会に参加し、講義を受講した。
- (4) パラスポーツの国際大会、国内大会において帯同医として活動した。
- (5) パラスポーツの国際大会、国内大会において医務員として活動した。
- (6) パラスポーツに関する講習会・研修会において講師を務めた。
- (7) パラスポーツに関わる医事活動を定期的におこなった。
(チームドクター、クラス分け判定、障がい者のスポーツ医事相談等)

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第3条および障害者スポーツ医の名称に公認を追記]

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 更新条件に「本協会が指定する障がい者スポーツに関する研修会を受講した者」を追記した。

附 則 [平成28年4月1日一部改正]

1 更新条件に「公認障がい者スポーツ医資格更新指定講習会」を追記し、更新条件を整理した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

- 1 「公認パラスポーツ医」への名称変更に伴い、標記を整理した。
- 2 「公認パラスポーツ指導者」への変更に伴い、標記を整理した。

(2) 公認パラスポーツ医資格認定細則

(目 的)

第1条 この細則は、公認パラスポーツ医資格認定規程第5条に規定する公認パラスポーツ医（以下「パラスポーツ医」という。）の具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

第2条 所定の資格認定申請書(様式-12)、指導者登録シート(様式-2)に認定料22,000円を添えて申請すること。

2 申請期間は、資格取得に必要な講習会などの修了後60日以内とする。

(交付)

第3条 協会は認定者に対し、「認定証」および「登録証」を交付する。

(更新手続き)

第4条 更新を希望するパラスポーツ医は、資格有効期間の最終年度の2月1日～3月31日の期間に資格認定申請書(様式-13)、指導者登録シート(様式-2)、および必要な添付書類、認定料22,000円を添えて申請しなければならない。

(休会)

第5条 海外への転勤・留学、出産・育児、健康上の理由(長期の入院等)等、パラスポーツ医としての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

(基準カリキュラム・様式)

第6条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

2 その他、必要な事項についてはその都度別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第3条および障害者スポーツ医の名称に公認を追記]

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [平成28年4月1日一部削除]

1 公認障がい者スポーツ医資格認定規程第9条(更新の条件)の改正に伴い、更新の条件としていた所定の学会を定めた条項を削除した。

附 則 [平成28年4月1日一部改正]

1 [(3) 公認障がい者スポーツ医基準カリキュラム] のカリキュラムを一部改正した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認障がい者スポーツ医の休会に関する細則を追記した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツ医」の名称変更に伴い、標記を整理した。

2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。

(3) 公認パラスポーツ医基準カリキュラム (19.5時間)

領域	講習科目	内容	時間
総論	公認パラスポーツ医の心得	公認パラスポーツ医としての役割と資格取得後の活動について学ぶ。	0.5
	国内外のパラスポーツの現状	国内外のパラスポーツの歴史と現状およびこれからの展望などを学ぶ。	1
	パラスポーツのアンチ・ドーピング ④1	最新のドーピング防止規則に関する情報について学び、選手が薬物摂取する時の留意事項やTUE申請、障がい別の傾向等を理解する。	1
	障がい者の病態生理の基本的理解とメディカルチェック ④2	障がい者の病態生理について理解を深め、スポーツの生理的作用や身体的効果について学ぶ。また障がい特性に留意したコンディショニングの把握に必要なメディカルチェックについて学ぶ。	1.5
	パラスポーツのクラス分け ④3	パラスポーツに特有のクラス分けについて、障がい部位とその程度に応じた身体機能の評価や、競技特性を考慮した評価など、現在のクラス分けについて学ぶ。	1
障害各論	肢体不自由の病理とスポーツ① (脊髄損傷、脊髄性障がい)	各障がいにおける医学的背景とその特性について学び、スポーツ実施上の留意点(リスク管理)について学ぶ。	1
	肢体不自由の病理とスポーツ② (脳性麻痺、脳原性障がい)		1
	肢体不自由の病理とスポーツ③ (切断欠損、関節障がい、その他の機能障がい)		1
	内部障がいの病理とスポーツ① (呼吸器、心臓疾患)		1
	内部障がいの病理とスポーツ② (消化器、腎臓疾患)		1
	視覚障がいの病理とスポーツ		1
	聴覚障がいの病理とスポーツ		1
	知的・発達障がいの病理とスポーツ		2
	精神障がいの病理とスポーツ		1
実技・体験	パラスポーツの最新情報 ④4	パラリンピック等の国際大会での帯同医としての取り組みや国内での大会医、相談医などにおける取組みの現状について学ぶ。	1
	全国障害者スポーツ大会の概要(障害区分の演習含む)	障がいのあるスポーツ未経験者や初心者の方のスポーツ参加への大きな動機づけになっている全国障害者スポーツ大会について学び、開催目的、参加資格、競技規則、実施競技、障害区分等を理解する。	1.5
	パラスポーツの体験	パラスポーツの実技をおこない、その競技特性や障がい特性を実感し、障がい者がスポーツを実施する際の留意点について学ぶ。	2
時間数			19.5時間

※④1～④4は公認パラスポーツ医有資格者の資格更新条件となる指定講習会を兼ねて実施する。

*受付番号 _____

スポーツ医(新規用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ医
資格認定申請書 (新規)

ふりがな

氏 名 印

自 宅 〒

電話番号

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ医資格を認定していただきたく、指導者登録シート（様式-2）と認定料を添えて申請いたします。

証 明 欄

養成講習会 修了証明	令和 年 月 日 令和 年度 公認パラスポーツ医養成講習会の修了を証明いたします。 公益財団法人日本パラスポーツ協会 印
---------------	---

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

*受付番号

スポーツ医(更新用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ医
資格認定申請書(更新)

ふりがな

氏 名 印

自 宅 〒

電話番号

登録番号

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ医資格の更新を希望するにあたり、指導者登録シート(様式-2)と認定料を添えて申請いたします。

※更新条件の証明については、下欄の①または②のいずれかに証明内容を記入し、必要に応じて証明書類を添付してください。

更 新 条 件 証 明 欄

①	指定講習会・研修会 受講証明	令和 年 月 日 公認パラスポーツ医資格更新指定講習会・研修会を受講いたしました。 別紙にて、受講証明書のコピーを提出いたします。
②	その他 更新条件となる 活動内容を記載 (別途資料添付も可)	

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

4 公認パラスポーツトレーナー資格認定関係

(1) 公認パラスポーツトレーナー資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（4）に規定する公認パラスポーツトレーナー（以下「パラスポーツトレーナー」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 障がい者のスポーツ活動に必要な安全管理および競技力の維持・向上の支援をするとともに、協会、その他関係団体と連携し、障がい者の健康の維持、増進および競技力の向上などに寄与する。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を受講し、検定試験に合格しなければならない。

(受講資格)

第4条 養成講習会の受講を希望する者は、次に定める（1）または（2）のいずれかの条件を満たさなければならない。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの有資格者。

(2) 次の1)、2)、3)を全て満たし、当協会パラスポーツトレーナー部会の審査を受け、会長が認めた者。

1) 以下のいずれかの資格を有すること。

- ① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 柔道整復師 ④ あん摩マッサージ指圧師
- ⑤ 鍼師 ⑥ 灸師 ⑦ その他

2) 以下のいずれかの団体においてトレーナーとしての活動を有し、推薦がある者。

- ① 公益財団法人日本パラスポーツ協会登録競技団体
- ② 都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会
- ③ 都道府県・指定都市障がい者スポーツ指導者協議会

3) 1)に挙げた公認資格に関係した日常活動を2年以上有すること。

(認定)

第5条 パラスポーツトレーナーの認定は、養成講習会を受講し、検定試験に合格した者で、資格申請をした者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度から4年間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 パラスポーツトレーナーは次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格を喪失したとき。
- (2) 更新をしなかったとき。
- (3) その他、パラスポーツトレーナーとして適当でないと会長が認めたとき。

(申請)

第8条 パラスポーツトレーナーの申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、パラスポーツトレーナー資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 パラスポーツトレーナーとして資格の更新を希望する者は、資格認定期間内(4年間)に以下に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) パラスポーツトレーナー資格更新指定講習会または、パラスポーツトレーナースキルアップ研修会を受講した。
- (2) 協会が指定する一次救命処置 (Basic Life Support:BLS) に関する講習会 (日本赤十字社、日本救急蘇生普及協会、国際救急救命協会など) を受講し、資格を保持している。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーを除き、パラスポーツトレーナーとして、パラスポーツ競技団体または関係団体での継続的な活動をおこなひ、資格認定申請書 (様式-15) に活動実績の証明を受けた。

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第4条 (1)、第7条(1)および障害者スポーツトレーナーの名称に公認を追記]

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成29年4月1日一部改正]

1 更新条件の「協会指定講習会」を「公認障がい者スポーツトレーナー資格更新指定講習会または、公認障がい者スポーツトレーナースキルアップ研修会」と標記を整理した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

1 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。

附 則 [2019年4月1日一部改正]

- 1 第9条 公認障がい者スポーツトレーナーの資格更新条件を追加した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

- 1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

- 1 「公認パラスポーツトレーナー」への名称変更に伴い、標記を整理した。
- 2 「公認パラスポーツ指導者」への変更に伴い、標記を整理した。

(2) 公認パラスポーツトレーナー資格認定細則

(目 的)

- 第1条 この細則は、公認パラスポーツトレーナー資格認定規程第5条に規定する公認パラスポーツトレーナー（以下「パラスポーツトレーナー」という。）の具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

- 第2条 所定の資格認定申請書(様式-14)、指導者登録シート(様式-2)に認定料22,000円を添えて申請すること。
- 2 申請期間は、資格取得に必要な養成講習会検定試験合格決定後60日以内とする。

(交 付)

- 第3条 協会は、認定者に対し「認定証」および「登録証」を交付する。

(更新手続き)

- 第4条 更新を希望するパラスポーツトレーナーは、資格有効期間の最終年度の2月1日～3月31日の期間に資格認定申請書(様式-15)、指導者登録シート(様式-2)、資格更新のための協会指定講習会の受講証明書のコピー、一次救命処置(Basic Life Support:BLS)資格の保持を証明できる書類(修了証または認定証の写し)および認定料22,000円を添えて申請しなければならない。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格所持者は登録カードの写しも添えて申請しなければならない。

(休会)

- 第5条 海外転勤・留学、出産・育児、健康上の理由(長期の入院等)等、パラスポーツトレーナーとしての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

(基準カリキュラム・様式)

- 第6条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。
- 2 その他、必要な事項についてはその都度別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この細則は、平成22年4月1日から適用する。

[第4条 (1)、第7条(1)および障害者スポーツトレーナーの名称に公認を追記]

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

1 更新手続きの書類として、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格所持者は「登録カードの写し」を追加した。

附 則 [2019年4月1日一部改正]

1 更新手続きの書類として、「一次救命処置 (Basic Life Support:BLS) 資格の保持を証明できる書類 (修了証または認定証の写し)」を追加した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認障がい者スポーツトレーナーの休会に関する細則を追記した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツトレーナー」への名称変更に伴い、標記を整理した。

2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。

(3) 公認パラスポーツトレーナー基準カリキュラム

1次講習会（理論科目12.5時間・実技科目6時間）

講習科目	No.	科目名	時間
理論 (12.5時間)	1	パラスポーツの国内外の現状	1
	2	スポーツ栄養学	1
	3	脊髄損傷、二分脊椎、その他の機能障がい	1
	4	脳性麻痺、脳血管障がい、中枢神経障がい	1
	5	視覚障がい者の医学的リスクファクター	1
	6	聴覚障がい者の医学的リスクファクター	1
	7	内科的合併症の医学的リスクファクター	1
	8	テーピング理論	1
	9	最新のコンディショニング事情 ⑨1	1.5
	10	最新のアンチ・ドーピング事情 ⑨2	1
	11	クラシフィケーションの理念と実際 ⑨3	2
実技 (6時間)	12	アスレティックトレーナー基礎技術(1)～テーピング～	2
	13	アスレティックトレーナー基礎技術(2)～評価～	2
	14	アスレティックトレーナー基礎技術(3)～医療系のリハ～	2
		1次検定試験（理論）	

⑨1～3は、公認パラスポーツトレーナー有資格者の資格更新条件となる指定講習会を兼ねて実施する。

2次講習会 13.5時間（理論科目4時間・実技科目9.5時間）

講習科目	No.	科目名	時間
理論 (4時間)	1	公認パラスポーツトレーナーの意義と国内外における活動の現状	1
	2	公認パラスポーツトレーナー活動報告 (中央競技団体および地域での活動)	1
	3	車いす競技者のパフォーマンスとコンディショニング	2
実技 (9.5時間)	4	コンディショニング実技	2
	5	アスレティックリハビリ実技	2
	6	アスレティックトレーナー基礎技術(4) ～現場のコンディショニング～	3
	7	スポーツマッサージ	2.5
		2次検定試験（実技）	

*受付番号

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー
資格認定申請書 (新規)

ふりがな

氏 名 印

自 宅 〒

電話番号

受講推薦団体名

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー資格を認定していただきたく、指導者登録シート（様式-2）と認定料を添えて申請いたします。

証 明 欄

合 格 証 明	<p>令和 年 月 日</p> <p>公認パラスポーツトレーナーの資格試験合格を証明いたします。</p> <p>公益財団法人日本パラスポーツ協会 印</p>
---------	--

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

*受付番号

スポーツトレーナー(更新用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会長 森 和 之 様公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー
資格認定申請書 (更新)

ふりがな

氏 名 印

自 宅 〒

電話番号

登録番号

私は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー資格の更新を希望するにあたり、指導者登録シート(様式-2)、更新指定講習会の受講証明書のコピー、一次救命処置(BLS)資格の保持を証明できる書類および認定料を添えて申請いたします。

※日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの資格保持者は登録カードの写しを添付すること。

活 動 証 明 欄

指定講習会・研修会 受講証明	令和 年 月 日 公認パラスポーツトレーナー資格更新指定講習会・研修会を受講いたしました。 別紙にて、受講証明書のコピーを提出いたします。
受講時推薦団体名	
現在の活動団体名	
活動実績 (別途資料添付も可)	年
	年
	年
	年
	年

※ 本書に記載された内容については、公益財団法人日本パラスポーツ協会個人情報保護取扱規程に基づき管理し、ご本人へのパラスポーツの情報提供にのみ使用いたします。

Ⅲ 障がい者スポーツ指導者協議会関係資料

1 公益財団法人日本パラスポーツ協会定款（抜粋）

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、パラスポーツを振興し、国民の障がいに関する理解の促進を図り、パラスポーツを通じて障がい者の自立と社会参加を促し、多様性を尊重する活力ある共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(2) パラスポーツの指導者の育成に関すること。

第7章 協議会

（障がい者スポーツ指導者協議会）

第54条 この法人に、障がい者スポーツ指導者協議会を置く。

2 この協議会は、公認パラスポーツ指導者の指導技術の向上と指導者相互の連携を図り、パラスポーツの指導活動を促進し、指導体制の確立を図ることを目的とする。

3 障がい者スポーツ指導者協議会は、都道府県・指定都市の障がい者スポーツ指導者協議会が登録し、構成員となることができる。

4 障がい者スポーツ指導者協議会の運営の詳細規定は別に定める。

2 公益財団法人日本パラスポーツ協会障がい者スポーツ指導者協議会運営規程

（趣 旨）

第1条 公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「協会」という。）定款第54条に基づき、障がい者スポーツ指導者協議会（以下「指導者協議会」という。）の運営に関する規則を定める。

（事 業）

第2条 この指導者協議会は、協会定款第54条第2項の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 公認パラスポーツ指導者（以下「指導者」という。）の指導技術向上の研修等に関すること。

(2) 指導者相互の連携に関すること。

(3) 指導者の活動の促進および指導体制の確立に関すること。

(4) 協会と各都道府県・指定都市および指定都市を含む道府県（以下「県等」という。）の指導者協議会との連絡調整に関すること。

(5) その他指導者協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 指導者協議会の構成員は、協会定款第54条第3項の規定に基づき、協会に登録された県等指導者協議会をもって構成員とする。

(組織)

第4条 指導者協議会の運営を円滑に行うため、次の組織を置く。なお、ブロック及び県等の区域の区分については、別表のとおりとする。

- (1) 全国県等指導者協議会（以下「全国協議会」という。）
- (2) ブロック代表者協議会（以下「運営委員会」という。）
- (3) ブロック別指導者協議会（以下「ブロック協議会」という。）
- (4) 県等指導者協議会（以下「県協議会」という。）

(全国協議会)

第5条 全国協議会は、協会と県等指導者協議会との連携と連絡調整を目的とし開催する。

- 2 全国協議会の招集は、協会会長が行う。
- 3 全国協議会は、運営委員会の委員長が座長となり進行を行う。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、ブロック協議会及び県協議会との連携を図り、指導者協議会全般の運営に関する計画・立案・実行について審議する。

- 2 運営委員会の運営の詳細規定は別に定める。

(ブロック協議会)

第7条 ブロック協議会は、各ブロックの指導者協議会の定める規定に従い、ブロック内の県協議会との連携を図り、必要な事業を行う。

(県協議会)

第8条 県協議会は、各県等の指導者協議会の定める規定に従い、県等内における指導者の連携を図り、指導技術向上等の事業を行う。

(活動費)

第9条 指導者協議会の活動費については別に定める。

(事務局)

第10条 指導者協議会の事務を処理するため、事務局を協会のスポーツ推進部に置く。

附 則

- 1 この規程は、平成21年度4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年5月10日から施行し、同年5月11日から適用する。[第6条の各事業部会の代表者]の部分削除。
- 3 この規程は、公益財団法人日本障害者スポーツ協会の設立の登記の日(平成23年12月1日)より施行する。
- 4 この規程は、組織の一部改正に伴い平成24年4月1日から施行する。

- 5 この規程は、協会名称を「日本障がい者スポーツ協会」に標記変更に伴い整理し、平成26年5月13日から施行する。
- 6 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」の名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。
- 7 「公認パラスポーツ指導員」への名称変更に伴い、標記を整理した。

IV 付 録

1. 問合せ先

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6

公益財団法人日本パラスポーツ協会 スポーツ推進部

【スポーツ推進部】電話 03-5695-5420 FAX 03-5641-1213

【代 表】電話 03-5939-7021 FAX 03-5641-1213

公式ホームページ <http://www.parasports.or.jp/>

2. 資格の登録情報の変更、登録状況の確認、登録証・認定証の再発行、活動実績証明の送付依頼などの連絡方法

①公式ホームページより

トップページ右上の **お問合せ・取材申請** → **指導者の養成・研修に関することの中から、**
該当の項目を選んでお問合せください。

専用のフォームがございます。

登録情報変更フォーム	
入力画面 以下をご確認のうえ、変更をお願い致します。	
<ul style="list-style-type: none">基本情報（入力必須項目）を入力してください変更がある項目の <input type="checkbox"/> ボックスにチェックを入れて、変更内容を入力してください。すべての変更を入力し終えたら確認ボタンを押し、内容を確認後に送信してください。もしお急ぎの場合はお電話（03-5695-5420）でお問い合わせください。個人情報の取扱いについては、こちらをご確認ください。	
お名前	<input type="text"/> <small>入力必須</small>
フリガナ	<input type="text"/> <small>入力必須</small> <small>全角カタカナでご入力ください。</small>
生年月日	西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>入力必須</small> <small>半角数字でご入力ください。</small>

お問い合わせフォーム	
入力画面 以下をご確認のうえ、お問い合わせをお願い致します。	
<ul style="list-style-type: none">全ての項目を入力し、確認ボタンを押してください。すべての項目を入力し終えたら確認ボタンを押し、内容を確認後に送信してください。ご返信には数日～10日程度かかる場合があります。もしお急ぎの場合はお電話（03-5695-5420）でお問い合わせください。個人情報の取扱いについては、こちらをご確認ください。	
お名前	<input type="text"/> <small>入力必須</small>
フリガナ	<input type="text"/> <small>入力必須</small> <small>全角カタカナでご入力ください。</small>
メールアドレス	<input type="text"/> <small>入力必須</small> <small>携帯電話のメールはご利用になれません。</small>

②E-mail : kenshu922@parasports.or.jp

③電 話 : 03-5695-5420

3. 登録料など入金先

- | | | |
|---------|------|-------------------------|
| 1) 郵便振替 | 口座番号 | 00100-7-466201 |
| | 加入者名 | 公益財団法人日本パラスポーツ協会 |
| 2) 銀行口座 | 銀行名 | みずほ銀行 小舟町（コブナチヨウ）支店 |
| | 普通預金 | |
| | 口座番号 | 1134741 |
| | フリガナ | ザイ) ニホンパラスポーツキヨウカイホジヨグチ |
| | 口座名義 | 公益財団法人日本パラスポーツ協会補助口 |

4. 都道府県・指定都市 障がい者スポーツ協会 一覧

令和5年3月6日現在

	団体名	郵便番号	所在地	電話 FAX	対象障害	各県体協 加盟の有無
1	公益財団法人北海道障がい者スポーツ協会 tanto-3@do-syospo.or.jp	060-0002	北海道札幌市中央区北2条西7丁目1 かでの2・7 4F	011-261-6970 011-261-6201	身体・知的・精神	無
2	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会 npo.adsa@gmail.com	030-0122	青森県青森市野尻字今田52-4 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館2階	017-764-3050 017-728-8092	身体・知的・精神	無
3	一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会 info@iwate-adaptive.or.jp	020-0831	岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-5055 019-637-7626	身体・知的・精神	H29.6.20
4	一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会 kensupo1988@poplar.ocn.ne.jp	983-0836	宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県障害者福祉センター内	022-257-1005 022-257-1062	身体・知的・精神	H8.5.24
5	一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会 info@akita-sports.jp	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2750 018-874-9467	身体・知的・精神	無
6	山形県障がい者スポーツ協会 info@yamagata-adapted.jp	990-2231	山形県山形市大字大森385 山形県身体障害者福祉会館内	023-686-4084 023-686-4084	身体・知的・精神	無
7	公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会 fsad2011@gmail.com	960-8670	福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁文化スポーツ局スポーツ課内	024-521-8042 024-521-7879	身体・知的・精神	H14.4.1
8	茨城県障害者スポーツ・文化協会 supokyo2@bz03.plala.or.jp	310-8555	茨城県水戸市笠原町978-6茨城県庁13階 (茨城県保健福祉部障害福祉課内)	029-301-3375 029-301-3378	身体・知的・精神	無
9	特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会 info@syospo-tochigi.org	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター内	028-624-2761 028-624-2761	身体・知的・精神	無
10	一般社団法人群馬県障害者スポーツ協会 gunma.id.sports@zb.wakwak.com	379-2214	群馬県伊勢崎市下触町238-3 群馬県立ふれあいスポーツプラザ内	0270-63-2600 0270-61-8009	身体・知的・精神	無
11	一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会 2004@sainokuni-sasa.or.jp	330-8522	埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内	048-822-1120 048-822-1121	身体・知的・精神	H25.4.1
12	一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会 csrad@galaxy.ocn.ne.jp	263-0016	千葉県千葉市稲毛区天台6-5-1 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター内	043-253-6111 043-253-9389	身体・知的・精神	無
13	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 tsad@tsad.or.jp	162-0823	東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12F	03-5206-5586 03-5206-5587	身体・知的・精神	無
14	公益財団法人神奈川県身体障害者連合会 jun.sugiyama@kanagawa-kenshinren.or.jp	221-0825	神奈川県横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター内	045-311-8736 045-316-6860	身体・知的・精神	無
15	新潟県障害者スポーツ協会 sports@n-fureaiplaza.com	950-0121	新潟県新潟市江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれあい愛プラザ内	025-383-3610 025-381-1478	身体・知的・精神	無
16	富山県障害者スポーツ協会 info@toyama-sad.jp	931-8443	富山県富山市下飯野70-4	076-413-2248 076-413-2304	身体・知的・精神	無
17	石川県障害者スポーツ協会 i-sho-spo@po4.nsk.ne.jp	920-8557	石川県金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館1F内	076-264-3135 076-264-3136	身体・知的・精神	H17.5.7
18	しあわせ福井スポーツ協会 h-sports291@axel.ocn.ne.jp	918-8027	福井県福井市福町3-20 福井運動公園事務所内	0776-43-9712 0776-43-9713	身体・知的・精神	無
19	山梨県障害者スポーツ協会 kita@sanshoukyou.net	400-0005	山梨県甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ1F	055-252-0100 055-251-3344	身体・知的・精神	無
20	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 info@nsad.or.jp	381-0008	長野県長野市大字下駒沢586 長野県障がい者福祉センター内	026-295-3661 026-295-3662	身体・知的・精神	無
21	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会 soumu@gpsa.jp	500-8385	岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館5階	058-201-1568 058-273-9308	身体・知的・精神	H16.4.1
22	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会 s-spokyo@za.tnc.ne.jp	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-221-0062 054-651-2600	身体・知的・精神	有(準加盟) H24(2012).6.22
23	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター shospo@aichi-fukushi.or.jp	461-0011	愛知県名古屋市中区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内(障害者スポーツ振興センター)	052-212-5523 052-212-5522	身体・知的・精神	無
24	三重県障がい者スポーツ協会 sport@mie-reha.jp	514-0113	三重県津市一身田大古曾670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	059-231-0800 059-231-0801	身体・知的・精神	H30.4.1
25	一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会 info@shigassk.net	520-0807	滋賀県大津市松本1丁目2-20 農業教育情報センター5階	077-522-6000 077-521-8118	身体・知的・精神	無
26	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会 kyoto@spo-shin.net	606-8106	京都府京都市左京区高野玉岡町5 京都市障害者スポーツセンター内	075-712-7010 075-712-7015	身体・知的・精神	H2.7.28
27	大阪府障がい者スポーツ協会 info@osad.jp	590-0137	大阪府堺市南区城山台5-1-2 大阪府立障がい者交流促進センター内	072-296-6311 072-296-6313	身体・知的・精神	無
28	公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会 universal@pref.hyogo.lg.jp	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課内	078-362-3237 078-362-9040	身体・知的・精神	無
29	奈良県障害者スポーツ協会 narasyousupo0510@yj.moo.jp	636-0344	奈良県磯城郡田原本町宮森34-4 奈良県心身障害者福祉センター内	0744-33-3393 0744-33-1199	身体・知的・精神	無
30	和歌山県障害者スポーツ協会 wssk@nike.eonet.ne.jp	641-0014	和歌山県和歌山市毛見1437-218 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター内	073-445-7314 073-446-0036	身体・知的	無
31	一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会 torikensyospo@ts-sawayaka.jp	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁議会議棟別館	0857-50-1071 0857-50-1074	身体・知的・精神	無
32	公益財団法人島根県障害者スポーツ協会 info.office@spokyo.org	690-0011	島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 地域福祉部 障がい者福祉係内	0852-20-7770 0852-32-5982	身体・知的・精神	無
33	岡山県障害者スポーツ協会 shouspo@okayama-shouspo.com	700-0807	岡山県岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 岡山県福祉相談センター内	086-235-4075 086-235-4088	身体・知的・精神	無

	団体名	郵便番号	所在地	電話 FAX	対象障害	各県協 加盟の有無
34	公益社団法人広島県パラスポーツ協会 hiroshima-psa@vesta.ocn.ne.jp	739-0036	広島県東広島市西条町田口295-3 スポーツ交流センター内	082-426-3333 082-425-6789	身体・知的・精神	無
35	公益社団法人山口県障害者スポーツ協会 webmaster@syospo-yamaguchi.jp	753-0092	山口県山口市八幡馬場36番地の1	083-901-4065 083-901-4064	身体・知的・精神	H17.4.1
36	徳島県障がい者スポーツ協会 t-paraspo@kouryu-plaza.jp	770-0005	徳島県徳島市南矢三町2-1-59 徳島県立障がい者交流プラザ1F 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団内	088-634-2000 088-634-2020	身体・知的・精神	無
37	香川県障害者スポーツ協会 psa1@kagawa-syosupo.net	761-8057	香川県高松市市田村町1114 かがわ総合リハビリテーションセンター内	087-867-7687 087-866-7690	身体・知的・精神	H28.4.11
38	愛媛県障がい者スポーツ協会 syo-supo@ehime-swc.or.jp	790-0843	愛媛県松山市道後町2-12-11 愛媛県身体障がい者福祉センター内	089-924-2101 089-923-3717	身体・知的・精神	無
39	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 高知県立障害者スポーツセンター sports11@kochi-scfcd.com	781-0313	高知県高知市春野町内ノ谷1-1 高知県立障害者スポーツセンター	088-841-0021 088-841-0065	身体・知的・精神	無
40	一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会 info@f-psa.jp	816-0804	福岡県春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター6階	092-582-5223 092-582-5228	身体・知的・精神	無
41	一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会 saga-spokyo@shirt.ocn.ne.jp	840-0851	佐賀県佐賀市天祐1-8-5 SAGAパラスポーツセンター内	0952-24-3809 0952-24-3818	身体・知的・精神	無
42	一般社団法人長崎県障害者スポーツ協会 hdcp-sports@mbn.nifty.com	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター県棟401号	095-894-9686 095-849-4703	身体・知的・精神	R3.4.1
43	熊本県障害者スポーツ・文化協会 kumamoto.s.c.a.d@mms.bbiq.jp	861-8039	熊本県熊本市東区長嶺南2-3-2 熊本県身体障害者福祉センター内	096-383-6553 096-383-6554	身体・知的・精神	無
44	大分県障がい者スポーツ協会 info1961@oita-syotai-kyo.org	870-8501	大分県大分市大手町3-1-1 大分県福祉保健部障害者社会参加推進室内	097-533-6006 097-506-1736	身体・知的・精神	無
45	宮崎県障がい者スポーツ協会 m.syospo@cotton.ocn.ne.jp	880-0007	宮崎県宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-27-7417 0985-41-5277	身体・知的・精神	H29.6.8
46	鹿児島県障害者スポーツ協会 shinshokyo@shogai-sha-kagoshima.jp	890-0021	鹿児島県鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3F	099-228-6271 099-228-6710	身体・知的・精神	無
47	特定非営利活動法人沖縄県障がい者スポーツ協会 okipara@okinawasad.net	900-0026	沖縄県那覇市奥武山町51番地2 沖縄県体協スポーツ会館309号室	098-880-2459 098-987-0819	身体・知的・精神	H26.6.12
48	一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会 sapporo.spokyo-2@movie.ocn.ne.jp	063-0802	北海道札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1 札幌市身体障害者福祉センター内	011-612-1184 011-641-8966	身体・知的・精神	無
49	一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会 info@sendai-dsa.jp	983-0039	宮城県仙台市宮城野区新田東4-1-1 宮城野体育館2階	022-236-8690 022-236-8691	身体・知的・精神	H9.4.1
50	さいたま市					
51	千葉市					
52	相模原市					
53	横浜市					
54	川崎市障害者スポーツ協会 sports@mbf.nifty.com	210-0834	神奈川県川崎市川崎区大島1-8-6 南部身体障害者福祉会館内3F 公益財団法人川崎市身体障害者協会内	044-245-8041 044-246-6943	身体・知的・精神	H28.4.1
55	新潟市					
56	静岡市					
57	浜松市					
58	名古屋市障害者スポーツ協会 shinko@nagoya-rehab.or.jp	465-0055	愛知県名古屋市中区東区勢子坊2-1501 名古屋障害者スポーツセンター内	052-703-6633 052-704-8370	身体・知的・精神	無
59	公益財団法人京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都府京都市左京区高野玉岡町5番地 京都市障害者スポーツセンター	075-702-3370 075-702-3372	身体・知的・精神	無
60	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 sports@fukspo.org	546-0034	大阪府大阪市東住吉区長居公園1-32 長居障がい者スポーツセンター内	06-6606-1631 06-6606-1638	身体・知的・精神	H18.4.1
61	堺市					
62	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター office@kobesad.jp	651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター 4階	078-271-5330 078-271-5367	身体・知的・精神	無
63	岡山市					
64	広島市障害者スポーツ協会 info@hiroshima-safd.jp	732-0052	広島県広島市東区光町2-1-5 広島市心身障害者福祉センター内	082-263-3394 082-263-3394	身体・知的・精神	無
65	北九州市障害者スポーツ協会 shosupokyo@kitakyushu-ssc.jp	802-0061	福岡県北九州市小倉北区三郎丸3-4-1 北九州市障害者スポーツセンター「アレアス」内	093-383-2115 093-922-0041	身体・知的・精神	無
66	福岡市障がい者スポーツ協会 fukuoka@suporeku-fuku.com	810-0062	福岡県福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階	092-781-0561 092-781-0565	身体・知的・精神	無
67	熊本市					

5. 都道府県・指定都市 障がい者スポーツ指導者協議会 一覧

令和5年3月6日現在

	名称	都道府県・市	〒	所在地	TEL FAX	E-mail
北海道ブロック						
1	北海道障がい者スポーツ指導者協議会	北海道札幌市	063-0829	北海道札幌市西区発寒9条14丁目516-403 岡崎勇二様方	090-9513-9924 011-666-4733	okachan12342009@yahoo.co.jp
東北ブロック						
2	青森県障害者スポーツ指導員会	青森県	030-0122	青森県青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館 青森県障害者スポーツ協会内	017-764-3050 017-728-8092	npo.adsa.fukuzawa@outlook.jp
3	岩手県障がい者スポーツ指導者協議会	岩手県	020-0831	岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-5055 019-637-7626	info@iwate-adaptive.or.jp
4	宮城県障害者スポーツ指導者協議会	宮城県	983-0836	宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県障害者福祉センター内 (一社)宮城県障害者スポーツ協会気付	022-257-1005 022-257-1062	mpara.shidoukyo@gmail.com
5	仙台市障害者スポーツ指導者協議会	仙台市	983-0039	宮城県仙台市宮城野区新田東4-1-1 仙台市新田東総合運動場 宮城野体育館内 仙台市障害者スポーツ協会内	022-236-8690 022-236-8691	sen.shikyuu@gmail.com
6	秋田県障がい者スポーツ指導者協議会	秋田県	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会内	018-864-2750 018-874-9467	shidousha@akita-sports.jp
7	山形県障害者スポーツ指導者協議会	山形県	990-2231	山形県山形市大字大森385番地 山形県身体障害者福祉会館内	090-8927-5826 023-686-4084 (山形県障がい者スポーツ協会)	hachi.s28624@docomo.ne.jp
8	福島県障がい者スポーツ指導者協議会	福島県	960-8670	福島県福島市杉妻町2-16 福島県文化スポーツ局スポーツ課 公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会内	024-521-8042 024-521-7879	fsad2011@gmail.com
関東ブロック						
9	茨城県障がい者スポーツ指導者協議会	茨城県	300-0845	茨城県土浦市乙戸南1-15-11 及川力様方	029-841-2355 029-841-2355	qwqns715@ybb.ne.jp
10	栃木県障がい者スポーツ指導者協議会	栃木県	325-0032	栃木県那須塩原市若草町117-1042 郡司様方	090-3042-8406 0287-63-2987	m-gunji310@hb.tpl.jp
11	群馬県障がい者スポーツ指導者協議会	群馬県	379-2214	群馬県伊勢崎市下触町238-3 群馬県立ふれあいスポーツプラザ内	0270-61-5120 0270-61-5120	gunma@cb.wakwak.com
12	埼玉県障がい者スポーツ指導者協議会	埼玉県	330-8522	埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内	048-834-2248 048-834-3333	jimukyoku@kouryu.net
13	千葉障がい者スポーツ指導者協議会	千葉県・市	263-0016	千葉県千葉市稲毛区天台6-5-1 一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会気付	090-4226-9623 (会長宛) 047-467-6259	chibapara15@gmail.com
14	東京都障害者スポーツ指導者協議会	東京都	162-0823	東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ12F 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会気付	090-1034-5963 (祝日、年末年始を除く 水曜日の午後のみ) 03-5206-5587 (スポーツ協会FAX借用)	info@tcsid.com
15	神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会	神奈川県	252-0334	神奈川県相模原市南区若松4-3-2 塩澤様方	080-1137-8823 FAX無し	Kanagawa.para.sports.leaders@gmail.com
16	横浜市障がい者スポーツ指導者協議会	横浜市	222-0035	神奈川県横浜市港北区烏山町1752 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール気付	TEL無し 045-475-2053 (横浜ラポール気付)	basel@basel-y.sakura.ne.jp
17	川崎市障がい者スポーツ指導者協議会	川崎市	210-0834	神奈川県川崎市川崎区大島1-8-6 川崎市身体障害者協会内	TEL無し FAX無し	kawakyougikai@gmail.com
18	山梨県障がい者スポーツ指導員協議会	山梨県	400-0005	山梨県甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ1F	055-252-0100 055-251-3344	kita@sanshoukyou.net
北信越ブロック						
19	新潟県障がい者スポーツ指導者協議会	新潟県	950-0121	新潟県新潟市江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれあい愛プラザ新潟県障害者スポーツ協会内	025-383-3610 025-381-1478	sidou.niigata@n-fureaiplaza.com
20	富山県障がい者スポーツ指導者協議会	富山県	931-8314	富山県富山市粟島町3-7-24 箕島様方	090-1446-0952 FAX無し	zuc06175@gmail.com jim@toy-paraspo.com
21	石川県障がい者スポーツ指導者協議会	石川県	922-0052	石川県加賀市大聖寺福田町17	0761-75-7146 0761-75-7146	i-psca@snow.ocn.ne.jp
22	福井県障がい者スポーツ指導者協議会	福井県	918-8027	福井県福井市福町3-20 しあわせ福井スポーツ協会内	0776-43-9712 0776-43-9713	syosp291@ivy.ocn.ne.jp
23	長野県障がい者スポーツ指導者協議会	長野県	381-0008	長野県長野市大字下駒沢586 長野県障がい者福祉センター 長野県障がい者スポーツ協会内	026-295-3661 026-295-3662	shido@nsad.or.jp
中部・東海ブロック						
24	岐阜県障害者スポーツ指導者協議会	岐阜県	500-8385	岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館5F 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会内	058-201-1568 058-273-9308	maeda-yasunari@gpsa.jp

	名称	都道府県・市	〒	所在地	TEL FAX	E-mail
25	静岡県障害者スポーツ指導者協議会	静岡県	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内 (公財)静岡県障害者スポーツ協会気付	054-221-0062 054-651-2600	s-spokyo@za.tnc.ne.jp
26	愛知県障害者スポーツ指導者協議会	愛知県	461-0011	愛知県名古屋市中区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5523 052-212-5522	shospo@aichi-fukushi.or.jp
27	名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会	名古屋市	465-0055	愛知県名古屋市中東区勢子坊2-1501 名古屋市障害者スポーツセンター内	052-703-6633 052-704-8370	tb-nagoya@hotmail.co.jp
28	三重県障がい者スポーツ指導者協議会	三重県	514-0113	三重県津市一身田大古曾670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	059-231-0800 059-231-0801	なし

近畿ブロック

29	滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会	滋賀県	520-0807	滋賀県大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター5階 滋賀県障害者スポーツ協会内	077-522-6000 077-521-8118	info@shigassk.net
30	京都障害者スポーツ指導者協議会	京都府・市	604-8824	京都府京都市中京区壬生高樋町30 佐倉康彦様方	075-311-8123 075-311-8123	sakura-je3ued@kem.biglobe.ne.jp
31	大阪障がい者スポーツ指導者協議会	大阪府・市	546-0034	大阪府大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障がい者スポーツセンター内	06-6697-8681 06-6697-8613	himawari1103@icloud.com
32	ひょうご障害者スポーツ指導者協議会	兵庫県神戸市	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県ユニバーサル推進課 (公財)兵庫県障害者スポーツ協会内 増田和茂様	078-362-3280 078-362-9040	k.masuda1952@yahoo.co.jp
33	奈良県障害者スポーツ指導者協議会	奈良県	636-0344	奈良県磯城郡田原本町宮森34-4 奈良県心身障害者福祉センター内	090-8982-7294 (会長携帯) 0742-34-9145 (会長宅)	narakyougikai@fm.holy.jp
34	和歌山県障害者スポーツ指導者協議会	和歌山県	640-0416	和歌山県紀の川市貴志川町長山249-1 フォレスト105号室(津村様方)	0736-64-7325 0736-64-7325	w-kyogikai@iris.eonet.ne.jp

中・四国ブロック

35	鳥取県障がい者スポーツ指導者協議会	鳥取県	680-0862	鳥取県鳥取市雲山96 ともえビル3F NPO法人Studio-E内	0857-50-0677 0857-50-0035	yukko.u.0504@yahoo.co.jp
36	島根県障がい者スポーツ指導者協議会	島根県	690-0856	島根県松江市薦津町145番地 事務局 細井利美様方	0852-36-8065 0852-36-8065	shimasho@crest.ocn.ne.jp
37	岡山県障がい者スポーツ指導者協議会	岡山県	701-0206	岡山県岡山市南区箕島338-11 高田一雄様方	090-2009-4289 086-282-5416	momo-shouspo@carol.ocn.ne.jp
38	広島県障がい者スポーツ指導者協議会	広島県・市	739-0036	広島県東広島市西条町田口295-3 広島県立障害者リハビリテーションセンター スポーツ交流センター内	082-425-6800 082-425-6789	oridsuru@hiroshima-wsc.jp
39	山口県障がい者スポーツ指導者協議会	山口県	751-0823	山口県下関市貴船町3丁目4-1 下関市障害者スポーツセンター気付	070-2646-7613 083-227-2555	yama-syospo@mug.biglobe.ne.jp
40	徳島県障害者スポーツ指導者協議会	徳島県	770-0005	徳島県徳島市南矢三町2-1-59 徳島県立障がい者交流プラザ 徳島県障がい者スポーツ協会内	088-634-2000 088-634-2020	t-paraspo@kouryu-plaza.jp
41	香川県障がい者スポーツ指導者協議会	香川県	761-8057	香川県高松市田村町1114 (社福)かがわ総合リハビリテーション事業団福祉センター内	087-867-7686 087-867-0420	taiku@kagawa-reha.net
42	愛媛県障がい者スポーツ指導者協議会	愛媛県	790-0843	愛媛県松山市道後町2-12-11 愛媛県身体障がい者福祉センター内	089-924-2101 089-923-3717	e-sssk@docomo.ne.jp
43	高知県障がい者スポーツ指導者協議会	高知県	781-0313	高知県高知市春野町内ノ谷1-1 高知県立障害者スポーツセンター内	088-841-0021 088-841-0065	ksssk@kochi-scdf.com

九州ブロック

44	福岡障害者スポーツ指導者協議会	福岡県・市 北九州市	815-0031	福岡県福岡市南区清水1-17-15 福岡市立障がい者スポーツセンター内	080-3223-3177 092-303-8727	kyuburo@mqc.biglobe.ne.jp
45	佐賀県障がい者スポーツ指導者協議会	佐賀県	840-0851	佐賀県佐賀市天祐1丁目8-5 SAGAパラスポーツセンター内	0952-24-3809 0952-24-3818	slcd.kdk.2018@gmail.com
46	長崎県障がい者スポーツ指導者協議会	長崎県	857-2303	長崎県西海市大瀬戸町西浜郷1603-12 大瀬戸厚生園内	0959-23-3030 0959-23-3263	r-rihabiri@ryokuyokai.jp
47	熊本障がい者スポーツ指導者協議会	熊本県・市	861-8039	熊本県熊本市東区長嶺南2丁目3番2号 熊本県障害者スポーツ・文化協会内	090-9495-3866 (会長携帯) 0968-43-9122	office@kssk.jp
48	大分県障害者スポーツ指導者協議会	大分県	874-0011	大分県別府市内かまど1393-2 (社福)太陽の家内	0977-66-0277 0977-66-0393	sido@ooitamejiro.com
49	宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会	宮崎県	880-0007	宮崎県宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内 宮崎県障がい者スポーツ協会	0985-27-7417 0985-41-5277	miyasospo@yahoo.co.jp
50	鹿児島県障害者スポーツ指導者協議会	鹿児島県	890-0021	鹿児島県鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3F	099-228-6271 099-228-6710	shinshokyo@shogaisha-kagoshima.jp
51	沖縄県障害者スポーツ指導者協議会	沖縄県	901-0516	沖縄県島尻郡八重瀬町仲座1038-1 障害者支援施設 太希おきなわ内	098-851-7522 098-851-9522	ods02@jasmine.ocn.ne.jp

6. 日本パラスポーツ協会 登録競技団体 一覧

令和5年3月6日現在

(1) 統括競技団体

No.	団体名	郵便番号	所在地	電話 FAX	メールアドレス	代表者 担当者
1	一般財団法人 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会	162-0801	東京都新宿区山吹町130 SKビル8F	03-3268-8847 03-3267-3445	jfd-sc@jfd.or.jp	太田 陽介 加茂下和子
2	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合スポーツ協議会	960-8002	福島県福島市森合町6-7 (公社) 福島県視覚障がい者福祉協会内 水本剛志様方	090-9534-8625 なし	Mizumoto.takeshi@fcs.ed.jp	濱野 昌幸 水本 剛志
3	公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本	105-0003	東京都港区西新橋2-22-1 西新橋2丁目森ビル7階	03-6809-2034 03-3436-3666	tokyo.office@son.or.jp	有森 裕子 加藤 隆史
4	公益社団法人日本精神保健福祉連盟 精神障がい者スポーツ推進委員会	108-8554	東京都港区芝浦3-15-14日精協会館内 6階 公益社団法人日本精神保健福祉連盟内	03-5232-3308 03-5232-3309	office-renmei@f-renmei.or.jp	大西 守 勝田みどり
5	一般社団法人 全日本知的障がい者スポーツ協会	203-0053	東京都東久留米市本町3-1-1 マロニエヒルズ502	03-6303-9262 03-6303-9252	toshi@anisa.or.jp	斎藤 利之

(2) 競技別競技団体 (法人格を除いて50音順)

No.	団体名	郵便番号	所在地	電話 FAX	メールアドレス	代表者 担当者
1	全国アダプテッドエアロビク協議会	634-0135	奈良県高市郡明日香村檜前28-16 菊川様方	090-8445-0250 なし	tsutorun31@yahoo.co.jp	関口美恵子 菊川 勉
2	全日本グランドソフトボール連盟	457-0865	愛知県名古屋市南区氷室町20-2 金子鍼灸院内	052-692-3711 052-692-3820	yknagoya@herb.ocn.ne.jp	渡辺 照夫 金子 芳博
3	全日本車椅子空手道連盟	169-0051	東京都新宿区西早稲田3-14-3 Angels Garden 2F	03-5972-1225 03-5972-1226	info@jks.jp	白旗 政道 駒村 康孝
4	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会	112-0002	東京都文京区小石川2-24-5-201	03-3818-3009 なし	jimu@bbcj.org	青松 利明 佐藤 紀子
5	公益財団法人全日本柔道連盟	112-0003	東京都文京区春日1-16-30 講道館本館5階	03-3818-4199 03-3812-3995	ajjf@judo.or.jp	山下 泰裕 佐々木千鶴
6	日本IDバレーボール連盟	120-0001	東京都足立区大谷田2-3-5 東京都立足立東高等学校	03-3620-5991 03-5969-0272	idvolleyballjimukyoku66@gmail.com	後藤 邦夫 中澤 将人
7	特定非営利活動法人 日本アンパティサッカー協会	113-8311	東京都文京区本郷3-10-15JFAハウス 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟内	03-3818-2031 03-6684-4034	a.miyamoto@j-afa.jp	武田 信平 宮本 彩
8	一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟	231-0821	神奈川県横浜市中区本牧原11-1 ハイサイト本牧Ⅱ807小川様方	090-9158-0881 045-624-1817	n.ogawaidbb@gmail.com	小嶋 隆司 大沼 弘法
9	一般社団法人日本車椅子ソフトボール協会	131-0043	東京都墨田区立花1丁目16-9 サポーレ立花301	090-3945-6237 なし	info@j-wsa.com	高山 樹里 下川 知暉
10	一般社団法人 日本車いすツイバスケットボール連盟	463-0091	愛知県名古屋市守山区川上町27番地	052-700-1921 052-700-1921	jwtbf-jimu@re.commufa.jp y-kaji_37@ams.odn.ne.jp	梶本 佳史 早川 征博
11	一般社団法人日本車いすテニス協会	864-0033	熊本県荒尾市緑ヶ丘2丁目5番地3 プラネスト緑ヶ丘205	080-4275-2775 03-6831-6155	office@jwta.jp	前田 恵理 塚本 直子
12	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5434 03-6229-5420	jwbfoffice@jwbf.gr.jp	玉川 敏彦 古賀 徹郎
13	一般社団法人日本車いすラグビー連盟	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5431 03-6229-5420	info@jwrf.jp	高島 宏平 三阪 梢
14	一般社団法人日本ゴールボール協会	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-5849-3982 なし	info.japangoalball@jgba.or.jp	梶本美智子 臼井 恵子
15	一般社団法人日本CPサッカー協会	113-8311	東京都文京区本郷3-10-15JFAハウス 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟内	03-3818-2031 (JIFF共有※一時的 にJIFFスタッフによ る対応となります) 03-6684-4034	info@jcpfa.jp	栗本 裕也
16	特定非営利活動法人 日本視覚障害ゴルフフェーズ協会	180-0023	東京都武蔵野市境南町4丁目12番18号	0422-32-1466 0422-32-1466	masag@jcom.zaq.ne.jp	有川 晶 吉野 正喜
17	特定非営利活動法人 日本視覚障害者柔道連盟	112-0003	東京都文京区春日1-16-30 講道館本館4階	03-3811-5800 03-3811-5801	judob@joy.ocn.ne.jp	竹下 義樹 松下 邦彦
18	日本視覚障害者卓球連盟	063-0843	北海道札幌市西区八軒三条西2丁目3-20 ホワイトハウス2F-D保塚様方	090-3390-5314 なし	ICF47187@nifty.com	保坂 正勝 山崎 道子
19	一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5427 03-6229-5420	jptta-jimukyoku@outlook.jp	坂井 一也 時耕佐知子
20	一般社団法人日本障害者カヌー協会	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5440 03-6229-5420	miseban@soukaitei.com	丹野 浩之 上岡 央子

No.	団体名	郵便番号	所在地	電話 FAX	メールアドレス	代表者 担当者
21	特定非営利活動法人日本障害者ゴルフ協会	158-0081	東京都世田谷区深沢2-1-3 深沢ハウスD-1205	03-5758-3255 03-5758-3265	info@dga-japan.com	松田 治子
22	一般社団法人日本障がい者乗馬協会	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5441 03-6229-5420	info@jrad.jp	嘉納 寛治 河野 正寿
23	特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5429 03-6229-5420	office@jps-ski.com	椎名 茂 石丸 羊一
24	特定非営利活動法人 日本障害者スポーツ射撃連盟	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5437 (火・木・金、10~16時) 03-4333-0839	jpssf_info@jpssf.com	長谷川勝壽 大出 洋之
25	特定非営利活動法人 日本障害者フライングディスク連盟	132-0031	東京都江戸川区松島2-20-11 ナカムラハイツ102号室	03-6231-4500 03-6231-4500	info@jffd.jp	寺尾 徹 高野 昌明
26	一般社団法人 日本身体障害者アーチェリー連盟	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5442 03-6229-5420	nisshinaren@gmail.com	橋本 和典 工藤麻衣子
27	特定非営利活動法人 日本身体障害者野球連盟	572-0844	大阪府寝屋川市太泰緑が丘5-11	070-4065-2362 072-814-8269	info@jdl.or.jp	山内啓一郎 田中摩耶子
28	一般社団法人日本スポーツウェルネス吹矢協会	130-0012	東京都墨田区太平2-10-10 ユナイトビル錦糸町3階	03-6284-1241 03-6284-1242	shogaisupport@fukiya.net	小田部文俊 角谷 正治
29	NPO法人 日本ソーシャルバスケットボール協会	266-0005	千葉県千葉市緑区誉田町2-20-161	090-5493-6544 なし	h.yarita@thu.ac.jp	鎗田 英樹
30	特定非営利活動法人 日本ソーシャルフットボール	135-0091	東京都港区台場1-5-4-202 ひだクリニックお台場	070-5376-4124 03-6457-1526	info@jsfa-official.jp	佐々 毅
31	日本卓球バレー連盟	606-8256	京都府京都市左京区北白川伊織町4-3	075-706-1911 075-706-1911	takkyu.volley@jcom.zaq.ne.jp	川端 一彰 長谷川尚三
32	特定非営利活動法人 日本知的障がい者サッカー連盟	179-0072	東京都練馬区光が丘2-7-3-1215	03-3818-2031 03-6684-4034	office@jffid.com	本城 彰 葛尾 優子
33	一般社団法人日本知的障害者水泳連盟	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5425 03-6229-5420	chitekiswim@jsfpid.com	佐野 和夫 滝沢 浩美
34	日本知的障がい者ソフトボール連盟	989-1501	宮城県柴田郡川崎町前川字北原25 宮城県立支援学校岩沼高等学校園川崎キャンパス内	090-8786-9106 (相澤晴朗) 090-4880-5757 (高橋英絵) なし	star2basehit@yahoo.co.jp	相澤 晴朗 高橋 英絵
35	一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟	231-0032	神奈川県横浜市中区不老町2-11-5 栄ビル2階	045-212-2727 045-212-2727	fidtt.kanazawa@gmail.com	武居 和子 金沢 明子
36	日本知的障がい者フットソフトボール連盟	747-1221	山口県山口市鑄銭司10812番地1 社会福祉法人るりがくえん気付	083-986-2054 083-986-2469	ruri-jy1@c-able.ne.jp	三枝 啓己 内山 之彦
37	特定非営利活動法人 日本知的障がい者陸上競技連盟	289-1313	千葉県山武市上横地268番地10	080-4429-1672 0475-82-0179	jidaf.jimukyoku@yd6.so-net.ne.jp	増田 明美 浅野 武男
38	特定非営利活動法人 日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟	106-0031	東京都港区西麻布二丁目24-17 海老根様方	03-3407-3589 03-3407-3589	atsukendom@yahoo.co.jp	日野 敦博 大塚 貴之
39	特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会	652-0802	兵庫県神戸市兵庫区水木通2丁目2-2-203	078-531-0236 078-531-0236	NPOdeafgolf@gmail.com	澤田 謹吾 米山 優
40	一般社団法人日本デフ水泳協会	612-8018	京都府京都市伏見区桃山町丹後2-1-308	050-3605-1110 075-632-9838	info@deafswim.or.jp	豊田 律
41	一般社団法人日本デフバドミントン協会	105-0013	東京都港区浜松町2丁目2-15 浜松町ダイヤビル2階	なし 048-538-8239	info.jbad2002@jbad.or.jp	中西 潤 中西 朋美
42	一般社団法人日本デフバレーボール協会	144-0034	東京都大田区西糀谷3-18-14	なし 03-3745-7686	jdva@jdva.jp	大川 裕二 高田 広明
43	一般社団法人日本デフ陸上競技協会	220-0051	神奈川県横浜市中区中央2-4-14 ラミアール・U 103号室	045-620-9465 045-620-9475	office@j-daa.or.jp	中村 隆 山岸 亮良
44	一般社団法人日本電動車椅子サッカー協会	107-0062	東京都港区南青山2-5-17 ポーラ青山ビル6F 株式会社ジェイワールドトラベル内	03-3402-3600 03-3402-9698	contact@jewfa.jp	吉野 忠則 荻野 芳貴
45	公益社団法人日本トライアスロン連合	160-0013	東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square708号	03-5786-0515 03-5786-0516	jtuooffice01@jtu.or.jp	岩城 光英 児玉 健太
46	一般社団法人日本パラアイスホッケー協会	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	080-4478-2888 なし	info@sledgejapan.org	中北 浩仁 小山 幸子
47	日本パラアーティスティックスイミング協会	606-8106	京都府京都市左京区高野玉岡町5 京都市障害者スポーツセンター気付	075-702-3370 075-702-3372	nakata@kyoto-syospo.or.jp	森田美千代 中田 千穂
48	一般社団法人日本パラサイクリング連盟	972-8322	福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前1-1 いわきFCパーク	0246-38-5666 0246-38-5672	info@jpcfweb.com	岡 泰宏 寺澤亜彩加
49	一般社団法人日本パラ水泳連盟	651-0085	兵庫県神戸市中央区八幡通4-1-15 成樹ビル303号	078-855-6621 078-855-6685	jpss-takimoto@paraswim.jp	和田 行博 瀧元 良一
50	一般社団法人日本パラバドミントン連盟	134-0088	東京都江戸川区西葛西5-2-9 コモン西葛西203	03-6808-5515 03-6808-5515	office@jpbfb.jp	平野 一美 宮田烈一郎

No.	団体名	郵便番号	所在地	電話 FAX	メールアドレス	代表者 担当者
51	一般社団法人日本パラバレーボール協会	110-0015	東京都台東区東上野3-28-4 上野スカイハイツ204	03-6806-0468 03-5812-1278	info@jsva.info	河井 修 南 麟模
52	特定非営利活動法人 日本パラ・パワーリフティング連盟	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5423 03-6229-5420	jppf.jimu@gmail.com	石田 直章 吉田 彰子
53	一般社団法人日本パラ陸上競技連盟	558-0003	大阪府大阪市住吉区長居2-1-10 パークサイド長居106号	06-6654-5367 06-6654-5367	jpa-jimu@para-ath.org	増田 明美 吉村 龍彦
54	特定非営利活動法人 日本バリアフリーダイビング	900-0037	沖縄県那覇市辻1-13-24 渡口アパート202	098-869-4957 098-867-4034	info@e-jbda.jp	山田眞佐喜 山田エイ子
55	特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会	169-0073	東京都新宿区百人町2-21-27 ペアーズビル3階	03-6908-8907 03-6908-8908	info@b-soccer.jp	塩嶋 史郎 松崎 英吾
56	日本ブラインドテニス連盟	359-0047	埼玉県所沢市花園1-2424-9 喜多様方 日本ブラインドテニス連盟事務局	04-2943-3186 04-2943-3186	secretariat@jbtf.jp.org	瀬川 靖次 喜多 真弓
57	特定非営利活動法人 日本ブラインドマラソン協会	113-0033	東京都文京区本郷2-9-8 本郷朝風ビル5F	03-3814-3229 03-3814-3229	info@jbma.or.jp	羽毛田信吾 原田 清生
58	日本フロアバレーボール連盟	141-0021	東京都品川区上大崎3-3-9 秀和目黒駅前レジデンス212 しょうの治療院内	03-3440-3379 なし	info22@jfva.org	木村 康洋 齋野 隆行
59	一般社団法人日本ボッチャ協会	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6229-5439 03-6229-5420	jimukyoku@japan-boccia.net	澤邊 芳明 関 直美
60	公益社団法人日本ローイング協会	160-0013	東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 606	03-5843-0461 03-5843-0462	para@jara.or.jp	坂田 東一 高浜 一朗
61	一般社団法人日本ろうあ者卓球協会	940-0877	新潟県長岡市稲保2丁目544番地26	050-3650-0011 050-3164-2457	jdttta@jdttta.com	大平 静也 宮下 直樹
62	一般社団法人日本ろう者サッカー協会	470-1131	愛知県豊明市二村台3丁目1番地1 豊明団地55棟106	0562-92-7751 0562-92-7751	jdffa@jdffa.jp	野呂 啓 田中 賢二

(3) 準登録競技団体（法人格を除いて50音順）

No.	団体名	郵便番号	所在地	電話 FAX	メールアドレス	代表者 担当者
63	一般社団法人全日本テコンドー協会	160-0013	東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 601	03-6812-9023 03-6812-9024	japan2005tkd@ajta.or.jp	川原 貴 出射 礼子
64	一般社団法人日本車いすカーリング協会	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	090-9268-3148 03-6229-5420	jwc@jwca-est-2017.org	竹村 鮎子 金子 恵美
65	一般社団法人 日本車椅子ハンドボール連盟	772-0021	徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田134番地1 半田忠史様方	088-686-3492 088-686-8194	soumu.shougai@jwhf.jp	豊田 昌夫 大西 満・ 馬場康二郎
66	特定非営利活動法人 日本車椅子ビリヤード協会	362-0809	埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目136	048-723-6502 048-723-6502	info@jwba.jp	戸塚 志郎
67	公益財団法人日本セーリング連盟	160-0013	東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 9階 902号室	03-6447-4881 03-6447-4882	head@jsaf.or.jp	馬場 益弘 高間 信行
68	一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会	870-0873	大分県大分市高尾台1-1-2	090-8471-1919 なし	ushio@ushipalla.com	牛尾 洋人
69	一般社団法人日本パラダンススポーツ協会	107-0061	東京都港区北青山3丁目15-13 秀和北青山レジデンス503	080-7199-8777 03-6427-1963	info@jpdsa-h.org	田中 一 伊東里佳子
70	一般社団法人日本パラフェンシング協会	107-0052	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4階 日本財団パラスポーツサポートセンター内	03-6454-3297 なし	japanparafencing@gmail.com	牛込 公一
71	一般社団法人日本ブラインドラグビー協会	164-0012	東京都中野区本町3-32-17-901 三宅隆様方	090-6309-1945 なし	mori@blindrugby.jp	橋本 利之 森 祐二郎
72	一般社団法人日本ろう空手道協会	162-0801	東京都新宿区山吹町130 SKビル8階 (一財) 全日本ろうあ連盟気付	03-3268-8847 03-3267-3445	jdka@jfd.or.jp	久松 三二 藤川 太郎
73	一般社団法人日本ろう自転車競技協会	125-0061	東京都葛飾区亀有2-69-9 グリーンパーク亀有 I -403	03-4362-6066 03-4362-6066	info@jdca.site	高島 良宏 宮田 大
74	一般社団法人日本ろう者柔道協会	162-0801	東京都新宿区山吹町130番地 SKビル8F (一財) 全日本ろうあ連盟気付	03-3268-8847 03-3267-3445	jdja@jfd.or.jp	小椋 武夫 澤井 美佳
75	一般社団法人日本ろう者スキー協会	076-0058	北海道富良野市新光町1-98	なし 0167-56-7636	executive@japandefski.jp	中村 晃大 花良子
76	一般社団法人日本ろう者テニス協会	555-0024	大阪府大阪市西淀川区野里2丁目25-23-1015 梶野様方	06-6472-2275 06-6472-2275	JDTA1601tennis@gmail.com	森本 尚樹 梶野千賀子
77	一般社団法人日本ろう者ボウリング協会	983-0845	宮城県仙台市宮城野区清水沼3丁目2-6	なし 022-745-2157	なし	邊見 新吉 伊藤 直道
78	認定特定非営利活動法人ローンボウルズ日本	651-2225	兵庫県神戸市西区桜が丘東町2-5-10 森紘一様方	078-994-4399 090-1023-7687 078-994-4399	bjjimukyoku@bowls.sakura.ne.jp	児島 久雄 澤田 昭雄

7. 障がい者スポーツセンター 一覧

令和5年3月6日現在

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX
1	ふれあいランド岩手	020-0831	岩手県盛岡市三本柳8地割1番3	019-637-7444	019-637-7544
2	群馬県立ふれあいスポーツプラザ	379-2214	群馬県伊勢崎市下触町238-3	0270-62-9000	0270-62-8867
3	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール	377-0006	群馬県渋川市行幸田3011	0279-25-3033	0279-25-3034
4	埼玉県障害者交流センター	330-8522	埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2222	048-834-3333
5	東京都障害者総合スポーツセンター	114-0033	東京都北区十条台1-2-2	03-3907-5631	03-3907-5613
6	東京都多摩障害者スポーツセンター	186-0003	東京都国立市富士見台2-1-1	042-573-3811	042-574-8579
7	新潟県障害者交流センター	950-0121	新潟県新潟市江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ	025-381-8110	025-381-1478
8	長野県障がい者福祉センター (サンアップル)	381-0008	長野県長野市下駒沢586	026-295-3111	026-295-3511
9	滋賀県立障害者福祉センター	525-0072	滋賀県草津市笠山8-5-130	077-564-7327	077-564-7641
10	広島県立障害者リハビリテーションセンター スポーツ交流センター・おりづる	739-0036	広島県東広島市西条町田口295-3	082-425-6800	082-425-6789
11	高知県立障害者スポーツセンター	781-0313	高知県高知市春野町内の谷1-1	088-841-0021	088-841-0065
12	障害者スポーツ文化センター (横浜ラポール)	222-0035	神奈川県横浜市港北区鳥山町1752	045-475-2052	045-475-2053
13	名古屋市障害者スポーツセンター	465-0055	愛知県名古屋市中東区勢子坊2-1501	052-703-6633	052-704-8370
14	京都市障害者スポーツセンター	606-8106	京都府京都市左京区高野玉岡町5	075-702-3370	075-702-3372
15	大阪市長居障がい者スポーツセンター	546-0034	大阪府大阪市東住吉区長居公園1-32	06-6697-8681	06-6697-8613
16	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター (アミティ舞洲)	554-0041	大阪府大阪市此花区北港白津2-1-46	06-6465-8200	06-6465-8207
17	神戸市立市民福祉スポーツセンター	651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内	078-271-5332	078-271-5373
18	広島市中心身障害者福祉センター	732-0052	広島県広島市東区光町2-1-5	082-261-2333	082-261-7789
19	福岡市立障がい者スポーツセンター (さん・さんプラザ)	815-0031	福岡県福岡市南区清水1-17-15	092-511-1132	092-552-3447
20	西宮市総合福祉センター	662-0913	兵庫県西宮市染殿町8-17	0798-33-5501	0798-35-1132
21	大阪府立障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)	590-0137	大阪府堺市南城区城山台5-1-2	072-296-6311	072-296-6313
22	鹿児島県障害者自立交流センター (ハートピアかごしま)	890-0021	鹿児島県鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3F	099-218-4333	099-220-5420
23	かがわ総合リハビリテーション福祉センター	761-8057	香川県高松市田村町1114	087-867-7686	087-867-0420
24	堺市立健康福祉プラザ	590-0808	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1	072-275-5029	072-243-4545
25	北九州市障害者スポーツセンター アレアス	802-0061	福岡県北九州市小倉北区三郎丸3-4-1	093-922-0026	093-922-0041
26	下関市障害者スポーツセンター	751-0823	山口県下関市貴船町三丁目4番1号	083-232-1846	083-227-2555